

令和2年

第1回定例会

会議録

令和2年3月11日

# 令和2年第1回 江 差 町 議 会 定 例 会

(第 1 号)

## ◎ 期日及び場所

令和2年3月11日(水) 午前10時00分 江差町役場 議場

## ◎ 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

〔議 長 諸般の報告〕

日程第 3 所管事務調査の報告について

日程第 4 閉会中の継続調査の申し出について

〔町 長 行政報告〕

日程第 5 報告第 1号 和解及び損害賠償額の決定の専決処分について

日程第 6 報告第 2号 和解の決定の専決処分について

日程第 7 報告第 3号 江差町教育委員会に関する事務の管理・執行状況の点検・評価報告について

日程第 8 承認第 1号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

日程第 9 承認第 2号 令和元年度江差町一般会計補正予算(第9号)の専決処分の承認を求めることについて

日程第10 議案第 1号 令和元年度江差町一般会計補正予算(第10号)について

日程第11 議案第22号 令和元年度江差町一般会計補正予算(第11号)について

日程第12 議案第23号 令和元年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)について

日程第13 議案第 2号 令和元年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第2号)について

日程第14 議案第 3号 令和元年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について

日程第15 議案第 4号 令和元年度江差町水道事業会計補正予算(第1号)について

日程第16 議案第26号 令和元年度江差町奨学金特別会計補正予算(第1号)について

〔町 長 ～ 令和 2 年度町政執行方針表明〕

〔教育長 ～ 令和 2 年度教育行政執行方針表明〕

- 日程第 1 7 一 般 質 問
- 日程第 1 8 議案第 5 号 令和 2 年度江差町一般会計予算について
- 日程第 1 9 議案第 6 号 令和 2 年度江差町国民健康保険費特別会計予算について
- 日程第 2 0 議案第 7 号 令和 2 年度江差町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 2 1 議案第 8 号 令和 2 年度江差町介護保険特別会計予算について
- 日程第 2 2 議案第 9 号 令和 2 年度江差町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第 2 3 議案第 1 0 号 令和 2 年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計予算について
- 日程第 2 4 議案第 1 1 号 令和 2 年度江差町港湾整備事業特別会計予算について
- 日程第 2 5 議案第 1 2 号 令和 2 年度江差町奨学金特別会計予算について
- 日程第 2 6 議案第 1 3 号 令和 2 年度江差町水道事業会計予算について
- 日程第 2 7 議案第 1 4 号 江差町財政調整基金の処分について
- 日程第 2 8 議案第 1 5 号 第 6 次江差町総合計画「基本構想」の策定について
- 日程第 2 9 議案第 1 6 号 江差町課設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 0 議案第 1 7 号 町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 1 議案第 1 8 号 江差町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 2 議案第 1 9 号 江差町公営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 3 議案第 2 0 号 江差町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 4 議案第 2 1 号 町道路線の認定について
- 日程第 3 5 議案第 5 号～議案第 2 1 号、  
令和 2 年度江差町各会計予算並びに関連議案中

- 議会事務局・総務課・選挙管理委員会事務局・監査委員事務局 所管分
  - 議案第16号 江差町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第17号 町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
  - 議案第18号 江差町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

- まちづくり推進課 所管分
  - 議案第15号 第6次江差町総合計画「基本構想」の策定について

- 財政課・税務課 所管分
  - 議案第6号 令和2年度江差町国民健康保険費特別会計予算について
  - 議案第11号 令和2年度江差町港湾整備事業特別会計予算について
  - 議案第14号 江差町財政調整基金の処分について
  - 議案第19号 江差町公営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

◎ 出席議員（11名）

議		長	打	越	東	亜	夫
副	議	長	萩	原			徹
議		員	薄	木	晴		午
	〃		飯	田	隆		一
	〃		室	井	正		行
	〃		塚	本			眞
	〃		西	海	谷		望
	〃		小	梅	洋		子
	〃		小	野	寺		眞
	〃		出	崎	太		郎
	〃		大	門	和		幸

◎ 欠席議員（1名）

議	員	小	林	く	に	こ
---	---	---	---	---	---	---

◎ 出席説明者

町	長	照井	誉之介
副町	長	田畑	明
教育	長	太田	誠
総務課	長	木村	晃
まちづくり推進課	長	出崎	雄司
財政課	長	斉藤	敏己
税務課	長	安田	克臣
町民福祉課	長	岸田	礼治
健康推進課	長	白鳥	智子
産業振興課	長	大杉	則明
追分観光課	長	尾山	徹
建設水道課	長	岸田	雄治
高齢あんしん課	長	梅川	年代
出納室	長	岸田	真由美
学校教育課	長	中川	智
社会教育課	長	大坂	敏文
総務課主幹		畑	竜哉
まちづくり推進課主幹		長尾	恵一

(議会事務局)

局	長	清水	直樹
書	記	森	直彦

※ベルが鳴る。

(議長)

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

(議長)

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、会議は成立致しました。

ただいまから、令和2年第1回江差町議会定例会を開会致します。

(議長)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

(議長)

日程第1、会議録署名議員を指名致します。

会議録署名議員は、会議規則第129条の規定により、飯田議員、薄木議員を指名致します。

(議長)

日程第2、会期の決定を議題と致します。

今定例会の会期及び議会運営については、所管の議会運営委員会に付託されておりますので委員長の報告を求めます。

(議長)

「小野寺委員長」。

「小野寺委員長」

議長。

「小野寺委員長」(報告)

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

「小野寺委員長」（報告）

議会運営委員会からご報告を申し上げます。

まず、最初に委員会の開催状況であります。当委員会は2月14日、2月28日及び3月9日の3日間、委員会を開催し、町理事者の出席を求めて、今定例会に提出される議案内容の説明を受けるなど、日程及び運営について協議致しました。

今定例会の議案、一般質問等についてであります。今定例会には令和元年度江差町一般会計補正予算の専決処分の承認を求めることについてをはじめ、26件の議案が提出されているほか、報告3件、承認2件、委員会報告6件、決議1件、議員発議として5件、一般質問は7名の通告であります。詳細につきましては、お手元に配布しております報告書のとおりでございます。

それで、会期の日程についてであります。2月14日の委員会の協議を経て、会期の日程は3月11日から13日までの3日間と致しました。その後、2月28日、3月9日の委員会で、今般の新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、2日間で会期を終了するよう、議事運営を進めて行くことと致しました。議員、理事者側共々、ご協力をお願い致します。

一般質問についてであります。これまでと同様に、一問一答方式として、質問の回数は、再々質問までは認められますが、今回については、先の理由のとおり、1回の質問で終了するよう努めて頂きたいと思っております。そのためにも理事者の答弁も質問の主旨に噛み合ったものになるように努めて頂きたいと思っております。

質問の時間についてであります。従来どおり答弁を含め60分の時間制としますが、このことについて、2月28日の議運の協議の結果、議長の許可をえた場合、30分まで延長を許可することと致しました。ただ先に述べたとおり、今議会については極力簡潔をめいとして頂きたいと思っております。

また、質問答弁については、1回目の質問答弁については演壇により行ない、再質問以降は、議員は同じく演壇で理事者は自席で行うことと致します。従来どおりであります。理事者においては、議員からの質問に対して議長の許可を得て、反問出来ることとし、それに要する時間は60分の制限時間外とすることと致します。これも従来どおりであります。

また、一般質問や議案等の質疑や感想や要望、お礼などは一般質問や質疑から外れる発言の他、一般質問は事前通告制となっております。このため、通告した質問主旨以外の質疑は厳に慎むようお願いしたいと思います。

次に、理事者の執行方針、報告についてであります。この理事者の執行方針、報告についても可能な部分は、文書報告とするよう努めて頂きたいと思っております。

最後であります。マスクの着用についてですが、議会運営委員会の協議では、議員、理事者、説明員ともマスクの着用と致しましたが、現状、マスクが十分に行き渡っていない。このことから、実情に合わせたマスクの着用としていきたいと思っております。

以上、議会運営委員会において協議した結果を報告致します。

(議長)

以上で、報告が終わりました。

お諮りします。

今定例会の会期及び議会運営については、委員長の報告のとおりとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から13日までの3日間とし、一般質問については、一問一答方式で行い、1回目の質疑答弁については演壇により行い、再質問は、議員は同じく演壇で、理事者は自席で行うことと致します。質問の回数は再再質問まで、答弁を含め60分の時間制を採用して行うこととし、それを超える場合については議長の判断によって、30分まで延長することが出来るものと致します。

また、理事者においては、議員から質問に対し、議長の許可を得て反問出来ることとし、それに要する時間は60分の時間制限外とすることに決定致しました。

なお、今回の新型コロナウイルス対策として、説明、質疑及び審議に当たっては、可能な限り時間短縮に努め、迅速な議会運営を図りますのでご協力をお願い致します。

なお、町行政執行方針、教育行政執行方針につきましても、配布のとおりでありますので、あらかじめご了承をお願い致します。

(議長)

次に、議長からの諸般の報告を致します。

報告内容は、お手元に配付のとおりでありますので、ご了解をお願い致します。

(議長)

日程第3、所管事務調査報告について、令和元年第3回定例会発議第5号、自然エネルギーに関する事務調査を議題と致します。

本案については、所管の総務産業常任委員会に付託されておりますので、委員長の報告を求めます。

(議長)

「西海谷委員長」。

「西海谷委員長」

議長。



「西海谷委員長」（報告）

では、総務産業常任委員会からの報告を致します。当委員会に付託の調査事件について、会議規則第78条の規定により、次のとおり報告致します。

1、調査事件。令和元年第3回定例会、発議第5号、自然エネルギーに関する事務調査。

2、調査期間。記載のとおり、令和元年9月25日から会議を開催し、担当課ヒアリング、先進地行政視察を実施致しました。

3、審査目的。近年、エネルギーは地球温暖化等の対策のため自然エネルギーへの転換が求められ、国は再エネ海域利用法を公布致しました。今般、檜山沖へも民間事業者が調査に入っており、既に地元関係者への説明や意見聴取を行っております。当町には、陸上風力や太陽光発電施設が設置されておりますが、長期的展望による検討も必要と考え、事務調査をすることと致しました。

4、視察調査。視察調査は記載しておりますので、後程、ご覧下さい。

5、調査の結果。地球温暖化への対応を迫られる今日、再生エネルギー、再生可能エネルギー導入の流れは必然であり、特別な不利益がない限り、当町としても協力を惜しむものではないが、当町の歴史的背景や今後のまちづくりの方向性を鑑み、意見を付した報告と致します。

意見。（1）洋上風力について。一つ、メリット、デメリットを明確にした上で、なるべく早く町としての基本的スタンスを決定すべき。

一つ、洋上風力が設置された場合の課題を明らかにするため、関係者、関係団体との協議、調整を図り、当町の重要な観光資源である日本海へ沈む夕日などを十分考慮し、無秩序な洋上風力施設の設置を防止するため、ゾーニング計画策定が必要である。

一つ、檜山管内洋上風力連絡協議会等の場を活用し、施設の維持、港湾使用等の誘致について当町の基本的な方針を示しておくことが重要である。

一つ、北海道南西沖地震等を教訓に、関連施設による被害が増大しないような処置を図るよう事業者へ要望すべきである。

（2）太陽光発電の設置規制について。太陽光発電はコストダウンが進み、今後も設置が進むと考えられる。町独自で条例等を策定し、景観や環境等も守って行くことが必要である。

（3）自然エネルギーの地域活用について。公共施設維持費は大きな負担となっている。小型発電機の設置等で経費軽減策を検討するべきである。

以上、総務産業常任委員会からの調査報告と致します。

（議長）

以上で、委員長の報告が終わりましたので、質疑を許します。

質疑、希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し直ちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。自然エネルギーに関する事務調査について、委員長の報告のとおり、了承することと致したいと思いますがお異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、よって本案については、委員長の報告のとおり了承することに決定致しました。

(議長)

日程第4、閉会中の継続調査の申し出についてを議題と致します。

(議長)

議会運営委員会、総務産業常任委員会、社会文教常任委員会、総合計画等特別委員会及び議会広報特別委員会から調査中の事件につき、会議規則第76条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、継続調査の申し出がありました。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査としたいと思いますがお異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定致しました。

(議長)

次に、町長からの諸般の報告がありますので、これを許可致します。

(事務局長)

行政報告です。

(議長)

行政報告の申し出がありますので、これを許可致します。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」 (行政報告)

行政報告について、寄付採納のご報告が8件ございますが、議長から新型コロナウイルス対策としての時間短縮への協力要請がありましたことを踏まえ、省略をさせていただきますので、ご了承願いたいと思います。

(議長)

以上で、報告が終わります。

(議長)

日程第5、報告第1号、和解及び損害賠償額の決定の専決処分についてを議題と致します。

(議長)

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」 (提案説明)

報告第1号、和解及び損害賠償額の決定の専決処分についてでございます。

地方自治法第180条第1項に規定する、議会の委任による議決事件について、

令和年12月13日を以って専決処分致しましたので、同条第2項の規定により、報告するものでございます。

具体的内容については、担当課長より説明致しますので宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい。「財政課長」。

「財政課長」(補足説明)

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

「財政課長」(補足説明)

私の方からご説明申し上げます。議案書の方は2頁をお開き願いたいと思っております。

まず、当事者でございますが、江差町と江差町民の方となるものでございます。

事故の概要でございますが、財政課所属の作業員が公用車を運転中に駐車しておりました乙の車両に接触し、破損させたものでありまして、和解及び損害賠償額につきましての内容につきましては、車両の修理に係る費用の確認、町が加入している損害共済にて、それを補修すること。今後、両者如何なる名目を問わず、相手方に何らの請求をしないこと。となつてございます。

最後に、事故防止の対応でございますが、運転に起きましては、十分、左右前後を確認するよう作業員のみならず、課職員全員に周知してございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

説明は以上でございますので、よろしくお願致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、報告第1号については以上で終わります。

(議長)

日程第6、報告第2号、和解の決定の専決処分についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

報告第2号、和解の決定の専決処分についてでございます。

地方自治法第180条第1項に規定する、議会の委任による議決事件について、令和2年1月29日を以って、専決処分致しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、宜しくお申し上げます。

(議長)

はい。「追分観光課長」。

「追分観光課長」(補足説明)

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

「追分観光課長」(補足説明)

私の方から和解の決定について、説明させていただきます。4頁をお開き下さい。

当事者です。甲がA氏、乙が江差町です。

事故の概要です。昨年12月28日の午前3時頃、甲は所有の自家用車の操作の誤りがありまして、鷗島入り口にある町所有の看板並びに水道設備に接触し、破損させたものでございます。両者について上記に起因する損害について、甲の負担と責任において、補修することとして交渉を進め、和解することで合意を得たものです。

和解の概要です。上記に起因する看板並びに水道設備の補修に関わる費用が、合計72万4千円であることを確認し、甲の加入する損害賠償保険にて、補修することとしました。これらについては、上記事項については、今後、どのような事情が生じて、如何なる名目を問わず、各自相手方に対し何ら請求しないこととして合意して、和解してございます。以上です。

(議長)

はい。以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。  
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、報告第2号については、以上で終わります。

(議長)

日程第7、報告第3号、江差町教育委員会に関する事務管理、執行状況の点検評価報告についてを議題と致します。

報告内容については、お手元に配付のとおりで、説明を省略し、直ちに質疑を受けます。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

ありませんので、報告第3号については、以上で報告を終わります。

(議長)

日程第8、承認第1号、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

承認第1号、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分を致しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

行政手続き等における情報通信技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、令和元

年12月16日に専決処分をしたものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、ご承認頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい。「税務課長」。

「税務課長」(補足説明)

それでは、承認第1号の固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、説明を致します。

本改正につきましては、昨年5月に情報通信技術の活用による行政手続き等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化、及び効率化を図るための行政手続き等における通信技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律が、公布されたことによりまして、行政手続き等における情報の通信技術の利用に関する法律の一部が改正され、政令によりまして令和元年12月16日から施行となったことから、関係する条例につきまして改正を行ったものでございます。

議案書の7頁、それと定例会資料の1頁が関係分となっております。改正の内容につきましては、対象となる法律の名称、及び対象条項が変更に伴い、改正されたものでございます。

以上が簡潔でございますが、一部改正の概要となっております、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。本案については、討論を省略し直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

承認第1号、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、承認第1号については、原案のとおり承認されました。

(議長)

日程第9、承認第2号、令和元年度江差町一般会計補正予算(第9号)の専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

承認第2号、令和元年度江差町一般会計補正予算(第9号)の専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり、専決処分を致しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

ふるさと応援寄付金対策に係る経費について、令和2年1月15日付けを以って、専決処分をしたものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、ご承認頂きますよう、宜しく申し上げます。

(議長)

はい。「財政課長」。

「財政課長」(補足説明)

それでは、議案書11頁をお開き願いたいと思います。補正予算構成表でご説明申し上げます。

ただ今、説明にありましたとおり、専決処分で予算補正致しましたのは、ふるさと応援寄付金対策でございます。12月末現在で、寄付金額が当初予算額を超えることとなり、返礼品に係る経費及び積立金の予算が不足することとなったことか



ら、それらの予算を補正したものでございます。予算がないことによりまして、返礼品を送付することが出来ない状態になる恐れもあったことから、今回、専決処分とさせて頂いております。

補正額でございますが3,290万円。財源内訳のその他特定財源につきましては、寄付金となってるものでございます。

以上で説明を終わりますので、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。  
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。  
お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

承認第2号、令和元年度江差町一般会計補正予算(第9号)の専決処分の承認を求めることについて、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、承認第2号については、原案のとおり承認されました。

(議長)

日程第10、議案第1号、令和元年度江差町一般会計補正予算(第10号)についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

「町長」。

「町長」（提案説明）

議案第1号、令和元年度江差町一般会計補正予算（第10号）についてでございます。

今回の補正の内容につきましては、GIGAスクールネットワーク整備など、31事業に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,874万5千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億1,828万4千円とするものでございます。併せまして、繰越明許費、債務負担行為の補正、地方債の補正をお願いするものでございます。

具体的内容については、担当課長より説明させますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

（議長）

「財政課長」。

「財政課長」（補足説明）

議案書の方、22頁、23頁をお開き願いたいと思います。最初に、減額補正につきまして一括でご説明申し上げたいと思います。

大半が、事業が終了したもの、あるいは今後の執行見込み等により減額したものとなるものでございますが、特に説明が必要なところや執行見込みで減額したもの以外のものでございまして説明させていただきます。

まず、23頁の一番上でございます。漂着木造船緊急対策事業でございます。伏木戸町の海岸に漂着した木造船の処理として、昨年5月に専決処分したものでございますが、想定より少ない金額で済んだことと、北海道海岸漂着物等補助の内示がありましたので、併せて財源補正を行うものでございます。

次に、古くて新しいまち江差観光振興地域DMO事業と、次の日本遺産地域活性化事業でございます。国からの補助が入って来るまでの間の運転資金として貸し付け金を計上しておりましたが、貸し付け金がなくても、運営が出来る状況となったことから、減額するものでございます。

次に、財源更正について、ご説明申し上げます。最初に新陣屋団地建設でございます。社会資本整備等総合交付金の割合が少し落ちて交付金の額が減となりましたことから、同額地方債を増額するものでございます。

次に、災害備蓄品整備でございます。地域づくり総合交付金の内示がありましたので、財源更正をするものでございます。

以降が増額補正となります。まず、社会保障番号制度に係る個人番号カード交付事務でございます。個人番号カードの交付枚数が増加して来ており、事務を委託している地方公共団体情報システム機構への支払いを増額するものでございまして、補正額は130万円となっているものでございます。

次に、社会福祉法人が行う利用者負担軽減事業補助でございます。これは低所得者や生活保護受給者などの訪問看護等のサービス利用につきまして、社会福祉法人が利用者の負担を軽減した場合に、その法人に助成するものでございます。補正額は、654万4千円となるものでございます。

次に、江差北小中学校暖房用ボイラー更新整備でございます。こちらの方は、小学校管理費と中学校管理費に分けて補正額を計上してございます。暖房用ボイラー2機のうち、1機が故障しており、残りの1機も30年程度、既に稼働しておりますことから、今回の国の補正予算において、計上されました学校施設環境改善交付金を活用して更新するものでございます。補正額は小学校分が457万3千円で、中学校分が1,092万8千円となり、起債の方は補正予算債を充当することとしております。

次に、GIGAスクールネットワーク整備でございます。4つの事業でございます。それから、資料の方は資料3頁となりますので、ご覧頂きたいと思っております。

内容につきましては、町内小中学校の通信ネットワークの整備とiPad（アイパット）などの端末の整備でございます。それぞれ小学校分と中学校分に分かれて計上してございます。国の補正予算において、計上された補助金を活用しまして、高速大容量の通信ネットワーク、それを整備するものと児童生徒用の端末、教師用の端末、の整備をするものでございます。補正額はネットワーク整備は、小学校分で2,321万4千円、中学校分では1,121万円となり、起債は同じく補正予算債を充当してございます。端末整備の方は、小学校分で2,769万6千円、中学校分では1,566万円となります。

次に、図書館の資料整備でございます。行政報告にもございますが、小笠原様からの寄付金にて図書を購入をするものでございまして、補正額は10万円となっているものでございます。補正額合計では、5,874万5千円となり、財源内訳は記載のとおりとさせていただきますので、ご了承頂きたいと思っております。

次に、26頁でございます。第2表繰越明許費でございます。先程、補正予算において説明致しました、江差北小中学校暖房用ボイラー更新整備と、GIGAスクールネットワーク整備の各事業の令和2年度への予算の繰越をお願いするものでございます。繰越する予算額は、それぞれ補正予算額と同額となりますので、割愛させていただきます。

続きまして、27頁でございます。第3表債務負担行為の補正でございます。4月1日からあるいは新年度に入って直ちに事業を実施する必要があり、新年度の予算の執行が可能となる4月1日以前に契約の手続きをするため、債務負担行為の議決をお願いするものでございます。事業及び期間並びに限度額は記載のとおりでございますので、こちらの方も説明は割愛させていただきます。

次に、29頁でございます。第4表地方債の補正でございます。先程、補正におきましても説明致しましたボイラーの更新とGIGAスクールネットワークに係る記載を追加しまして、新陣屋団地建設に係る起債額を変更するものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法については、起債のとおりでございますので、割愛させていただきます。

簡単ではございますが、以上で説明を終わりますので、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。  
質疑希望ありませんか。

「小野寺議員」

はい。議長。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

端的に、3点お聞きします。

1点目、減額の関係でちょっと、事実確認と言うか、ちょっと金額、大きいなあと思ったのでちょっと確認したいんですが。民生費、障がい者福祉費、障がい福祉サービス等給付、800万の減額補正ですけれども、中身見ましたら、特に日中活動系サービスが560万、簡潔でいいのでこういう事で減額なんだということで、本当に簡潔で教えて頂ければなと思います。

2つ目。江差北小中のボイラー更新なんですけど、これ、これもちょっと事実関係教えて下さい。補修整備、更新、2つのうち1つが傷んだ、もう1つが時期がかかっているんで更新という、これは、たまたま2つのうち、1つでも何とかなるんですけども、2ついっぺんに更新するということなのか、それともかなり故障としては、危機的な状況だったのもう1つもついでに変えるという、ちょっと今まで似たような質問、何回もしてますよね。ぎりぎりになってから、こうやって、どたばたとやるということは、如何なものかという点で、どうだったのか、ちょっと教えて頂きたい。

それから最後。GIGAスクールネットワーク整備事業ですが、これは全国的な取り組みで、色々賛否ありますが、流れから行ったらやむ負えないかなという気はするんですが、1つ、ちょっとお聞きしたい。この機器を導入することにおいて、本当に先生方が大変になっているということも聞きます。しっかりとこの児童に対する教育上の体制として先生方が、これまで以上の負担がないような制度設計になっているのか、ちょっと確認したいなと思います。以上です。

(議長)

はい。町民福祉課長。

「町民福祉課長」

1点目の日中活動系の減額の内容について、ご説明させていただきます。現実的には、人数がですね、大きく減ってるということはございません。人数は、ほぼ変わらない状態の中でこの1年間の実績として、サービス提供者の方から利用数が減っているということで、特段何か大きな理由があつてということの連絡は受けてございません。以上でございます。

(議長)

はい、次。学校教育課長。

「学校教育課長」

北小中学校のボイラーの更新の関係ですが、昨年10月の点検時点で2機あるうちの1機が、穴が空いているということで、もうこれは、使用出来ないということの報告を頂いております。それで、もう1機も同じ30年以上経過してまして、実際、耐用年数は15年ということなんですが、30年経過してまして、いついっつか、危ないということの調査点検の報告を受けています。それで、今現在、1機で動かしているんですが、やっぱりこの冬は1機では難しいということで、ポータブルの石油ストーブを配置して、今現在、暖房をしているところでございます。そういうことで、2機いっぺんに取り換えないと駄目ですよということの結果でこういう形になってございます。

それと、GIGAスクールの関係でございますが、先生の方の体制負担等ということでございますが、一応、来年度から入れる予定ですので、教員の方もICTを使用した指導の方の研修等も十分にしていきたいと思っておりますので、ご了承いただきたいと想います。

(議長)

いいですか。

はい。他に質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第1号、令和元年度江差町一般会計補正予算(第10号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第11、議案第22号、令和元年度江差町一般会計補正予算(第11号)について、及び日程第12、議案23号、令和元年度江差町公設地方卸市場事業特別会計補正予算(第1号)については、関連がありますので一括して議題と致します。提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

ただ今一括上程議案となりました、議案第22号、令和元年度江差町一般会計補正予算(第11号)について、及び議案23号、令和元年度江差町公設地方卸市場事業特別会計補正予算(第1号)についてでございます。

今回の補正の内容につきましては、今年度末で廃業予定の江差青果卸売市場株式会社に変わり、公設市場での業務を引き継ぐ檜山卸協同組合の経営基盤安定対策としての支援額を補正するものでございます。

これにより、令和元年度江差町一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ183万8千円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ61億2,012万2千円とするものでございます。

また、令和元年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ183万8千円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ247万1千円とするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい。「財政課長」。

「財政課長」（補足説明）

それでは、議案でございますが、その2の方の3頁となりますので、宜しくお願い致します。

事業でございますが、公設地方卸売市場特別会計への繰り出し金でございます、地方卸売市場卸売業者経営基盤安定対策となるものでございます。

3月1日に設立されました市場を運営する新たな組織に対する支援の令和元年度分の予算補正に係る分につきまして、一般会計から繰り出すものでございます。

支援の具体的な内容につきましては、特別会計の補正の際に説明されますので、私の方では割愛させていただきます。補正額につきましては183万8千円でございます。

以上で説明を終わりますので、宜しくお願い致します。

（議長）

はい。「産業振興課長」。

「産業振興課長」（補足説明）

はい。それでは、私の方から議案第23号、令和元年度江差町公設地方卸市場事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明をさせていただきます。

追加議案書である議案目次その2の、15頁以降の予算構成表以下で説明します。また、資料につきましては、資料のNo.2、16頁、資料の38をご覧ください。

2月28日開催の全員協議会でもご説明申し上げましたが、今年度末で廃業予定の江差青果卸売市場株式会社が変わり、公設市場での業務を引き継ぐ檜山卸協同組合の経営基盤安定対策として、支援するものでございます。資料38にあるとおり、令和元年度と令和2年度の2カ年に渡る江差町の支援総額は1,135万円となり、内訳としまして、（ア）年間運営費補助が172万円。（イ）設立当初に係る資金補助が343万円。（ウ）資金繰りに係る資金の貸し付け金が620万円です。このうち、（イ）の設立当初に係る資金補助のうち、太枠で囲んだ営業開始までの設立関係資金207万円は、本年度の補正とすることから、令和元年度予算について補正をお願いするものでございます。補正額は支援補助額207万円を増額し、繰り出し金23万2千円を減額し、総額183万8千円を歳入歳出それぞれ増額補正するものでございます。財源は、全額一般会計からの繰入金ということになります。

説明は以上です。ご審議方、宜しくお願い致します。

（議長）

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第22号、令和元年度江差町一般会計補正予算(第11号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案22号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、議案第23号、令和元年度江差町公設地方卸市場事業特別会計補正予算(第1号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案23号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第13、議案第2号、令和元年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第2号)についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

「町長」。



「町長」（提案説明）

議案第2号、令和元年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

今回の補正の内容につきましては、平成30年度特定検診国庫道費負担金返還など、4事業に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額から、それぞれ127万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億8,593万1千円とするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

（議長）

はい。「健康推進課長」。

「健康推進課長」（補足説明）

議案書47頁の補正予算構成表で、ご説明致します。

事業名は、一般被保険者医療費給付費分でございます。当該年度に係る被保険者全体の所得減少に伴い、国民健康保険事業費納付金の財源である国民健康保険税に不足が生じる可能性があることから、財政調整基金を補填するための財源更正で、金額は10万円でございます。

次に、各種検診予防接種助成、特定検診等委託でございます。共に、受診者の減少に伴う減額補正でございまして、それぞれ35万円、110万円で、財源は記載のとおりでございます。

続きまして、事業名、平成30年度特定検診国庫道費負担金返還でございます。

平成30年度公費負担金の実績報告に基づき、償還金が生じたので補正をお願いするものでございまして、補正額は18万で、財源は前年度繰越金でございます。

ご審議方、宜しくお願い致します。

（議長）

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありま

せんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第2号、令和元年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第2号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第14、議案第3号、令和元年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第3号、令和元年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてでございます。

今回の補正の内容につきましては、公共下水道整備など3事業に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,274万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,346万8千円とするものでございます。併せまして、債務負担行為の補正、地方債の補正をお願いするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい。「建設水道課長」。

「建設水道課長」（補足説明）

おはようございます。

（「おはようございます」の声）

「建設水道課長」（補足説明）

それでは、私の方から補足説明を申し上げます。

議案の59頁をお開き下さい。補正予算構成表で説明申し上げます。下水道管理センター管理でございます。こちらにつきましては、汚泥処理などに係る経費でございます。当初の見込みの数量の減や、入札執行により減額となったものでございます。補正額は74万7千円で、内訳につきましては記載のとおりでございます。

次に、下水道管理センター他、長寿命化実施設計等でございます。こちらにつきましては、社会資本整備総合交付金の国の内示額が減額となりましたことから、事業費の調整により減額となるものでございます。補正額は300万、内訳につきましては記載のとおりでございます。

次に、公共下水道整備でございます。こちらにつきましても、社会資本整備総合交付金の国からの内示額が減額となりましたことから、事業費の調整により減額補正を行うものでございます。補正額は1,900万、内訳につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、62頁をお開き下さい。第2表債務負担行為補正でございます。新年度に直ちに事業を実施する必要があるものにつきまして、予算の執行が可能となります。4月1日以前に入札や見積り合せ、及び契約等の手続きを行うため、債務負担行為の議決をお願いするものでございます。業務につきましては、記載の3業務、期間につきましても令和元年度から令和2年度のまででございます。限度額につきましては、記載のとおりでございます。

次に、63頁第3表地方債補正でございます。先程、補正の説明でもありましたとおり、事業費の減額に伴い、地方債の額が変更となるものについて、地方債の補正をお願いするものでございます。限度額以外の項目に付いては、変更ございませんので、割愛させていただきます。

以上が、説明となりますので宜しく願申し上げます。

（議長）

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第3号、令和元年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第15、議案第4号、令和元年度江差町公共事業会計補正予算(第1号)についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第4号、令和元年度江差町水道事業会計補正予算(第1号)についてでございます。今回の補正の内容につきましては、債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

「建設水道課長」。

「建設水道課長」（補足説明）

はい。こちらにつきましても、同じく私の方から補足説明申し上げます。議案の74頁をお開き下さい。水道事業会計の第1表債務負担行為補正をお願いするものでございます。こちらにつきましても、新年度に直ちに事業を実施する必要があるものについてございまして、予算の執行が可能となります、4月1日以前に入札や見積り合せ、及び契約の手続きを行うため、債務負担行為の議決をお願いするものでございます。

業務につきましても、記載の2つの業務でございます。期間につきましても、いずれも令和元年度から令和2年度で、限度額につきましてもそれぞれ記載の額になるものでございます。

以上が補足説明となりますので、宜しくお願い申し上げます。

（議長）

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第4号、令和元年度江差町水道事業会計補正予算（第1号）について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）

挙手全員であります。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

（議長）

次に、日程第16、議案第26号、令和元年度江差町奨学金特別会計補正予算（第1号）についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」  
議長。

(議長)  
「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第26号、令和元年度江差町奨学金特別会計補正予算(第1号)について、  
でございます。

今回の補正の内容につきましては、奨学資金貸付等に係る経費の補正をお願いする  
ものでございまして、歳入歳出予算のそれぞれ112万円を増額し、歳入歳出予  
算の総額を歳入歳出それぞれ534万9千円とするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決  
頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)  
はい。「学校教育課長」。

「学校教育課長」(補足説明)

奨学金特別会計の補正予算について、ご説明申し上げます。議案書その3の3  
頁、補正予算構成表をお開き下さい。奨学金の償還金について、予算額を上回る繰  
り上げ償還があったことに伴う補正でございます。これに併せて貸付金の減額も行  
い、補正額は112万円でございます。

財源につきましては、記載のとおりとなっております。ご審議方、宜しくお願  
いします。

(議長)  
以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。  
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)  
質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。  
お諮りします。  
本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありま

せんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第26号、令和元年度江差町奨学金特別会計補正予算(第1号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第26号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、町長から令和2年度町政執行方針の表明について、また、教育長から令和2年度教育行政執行方針の表明については、先に報告のとおり、それぞれお手元に配布のとおりでありますので、ご了承願います。

(議長)

以上で、町長、町政執行方針、及び教育長の行政執行方針、執行方針の表明を終わります。

(議長)

11時5分まで、休憩します。

※休憩中

(議長)

休憩を閉じて再開致します。

日程第17、一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、お手元に配布のとおり7名の議員から通告がありました。通告順に従って、順次これを許可致します。

(議長)

まず、室井議員の発言を許可致します。

「室井議員」

はい。議長。

(議長)

「室井議員」。

「室井議員」

おはようございます。

最初に財政課題と財源確保対策について伺います。

令和2年度当初収支予算から分析すると、学校給食センター改築計画、橋梁と経年劣化している老朽施設の長寿命化に関する予算以外に、大きな政策課題に対応する予算が少なく見えます。それは、先の全員協議会での説明から読み取ることができますが、町長が2期目の抱負として、意欲を見せた5つの柱の中で、ここにコピーしたものがありません。5点書いてますが、第2点目、北の江の島構想を構想から実行へ。第4点目、愛宕町商店街、法華寺通り商店街を中心とした拠点化で賑わい作りの2点については、多少の課題点があっても、私が長年定例会での一般質問や常任委員会での意見書を通じ、取り上げてきた大きな課題であるという共通認識。江差町が後世へ継承すべき重要、最重要課題の一つとしての思いは、町長の考えとは類似しているものと思います。

今後、補正予算などを通じ、第6次江差町総合計画、都市計画マスタープラン、立地適正化計画、総合戦略等の事業化に向けた具体的な検討に取り組みされると考えますが、私は財政的な裏付け、根拠の乏しい提案はできるだけ控え、町長公約の第2点、第4点については、全面的に理解し支援し実現化に向けて、議員の立場から最大限努力する議会人として重い認識と決意のうえ、政策の推進課題と財政について、少し辛口で以下の質問をいたします。

当初予算では、公約の政策予算が前段の調査費さえ全く見えないので、私の推察の範囲から事業経過一つ、事業計画を立案したい思いがあるが、厳しい財政の事情の中で、財源確保対策の見通しをたてられない状況にある。

一つ。事業化に向けた制度設計の検討すら、全くなされていない。

一つ。人口減少が更に進むと予想されている中、大きな財源を投資し、それが将来的に負の遺産にならないか。等の考えを持っているのではないかと思います。

更に辛口を加えると、町長公約に対し、真剣に共に汗を流す、実現に向けて共に行動する等、課題解決に向き合う政策を戦略的に練るまちづくりブレーンが果たして存在しているのか。誠に疑問を感じます。

加えて、町長の考えに対し、簡単でやりやすい対応と処理してしまう、いわゆるイエスマンに囲まれているのではないかと等、考えている昨今です。

町長はどう考え、何を苦勞しているのか、実直な答弁を求めるものであります。

政策課題解決と財源確保対策は表裏一体であり、今後どう具体的に実行に移すか、考え方、その方策を伺います。以上です。



(議長)

はい町長。

「町長」

室井議員から当初予算に関して大きく5点に渡ってのご質問でございます。

ご質問の内容から、まとめて答弁すべきと判断した項目がありますので、あらかじめご了承願いたいと思います。

始めに1点目の、事業計画を立案したい思いはあるが、厳しい財政状況の中で財源確保対策の見通しがたてられない状況にあると、2点目の事業化に向けた制度設計の検討すら全くなされていないといったご意見、更には3点目の、人口減少が更に進むと予想される中で大きな財源を投資し、それが将来的に負の遺産にならないか等の考えを持っていないかのご質問であります。本年度の当初予算につきましては、町政執行方針にも記載しておりますとおり、本年は向こう10年間のまちづくりの方向性を定めた第6次江差町総合計画や人口減少問題に積極果敢に望む第2期江差町まちひとしごと創生総合戦略、更には本町の土地利用等の指針となる江差町都市計画マスタープラン、立地適正化計画等に掲げる様々な施策を今後確実に実行していくうえでの足場を固める年にしたいと考えているところでございます。

議員ご指摘の人口減少に端を発した縮小する社会や本町の財政状況等を悲観的に捉え、将来への投資や負担を回避したものではないことをご理解願えればと思います。

一方で、厳しい財政状況は今後も続くものと考えられることから、将来にわたって持続可能なまちであり続けるため、事業の選択と集中はもとより、国や道などの制度を活用しながら限られた財源を有効に活用する方策を進めてまいります。

また、事業化に向けた制度設計の検討すら全くなされていないとのことですが、これまでも日常の業務の中で、あるいは今年度の予算ヒアリングを通して、通じて今少し時間をかけて成熟した制度となるよう私から指示をした施策もあり、決して役場内部の議論が皆無であるといったことはございませんので、重ねてご理解願いたいと思います。

次に4点目の町長公約に対し、真剣に共に汗を流す実行に向けて共に行動する等、課題解決に向き合う政策を戦略的に練るまちづくりブレーンが果たして存在しているのか疑問を感じるといふ点と、5点目の町長の考えに対し、簡単でやりやすい対応を処理してしまう、いわゆるイエスマンに囲まれているのではないかのご質問でございますが、私は平成26年の町長就任以来、一貫して地域の皆様の声に耳を傾け、山積する課題の解決に向け、職員と一丸となり開かれた行政の推進と行動をするまちづくりに努めてきたところでございます。

また、政策立案過程においては、これまでも役場内部の横断的な議論を求め、私の2期目の所信表明でも述べましたが、何が真に町民の皆様のためになる選択なのか、そして子ども達の笑顔が輝く未来に繋がっていくのかを判断基準に据え、町政

を執行してきたところでございます。

議員ご指摘の政策ブレーンが果たして存在しているのか、イエスマンに囲まれているのではないかとご懸念は一切ございませんので、ご理解願いたいと思います。

次に政策課題に対する財源確保対策の今後の考え方についてでございますが、山積している諸課題への取り組みについて、補助交付金や地方債の発行において財源の確保をしておりますが、老朽施設の修繕等が重なってきていることなどの状況もあり、この数年は当初予算の編成において財源不足となり、基金からの繰り入れで対応しているところであります。議員ご指摘のとおり、政策課題の解決には財源確保対策が切り外せない取り組みとなっておりますが、新たな財源の確保、難しい課題もあります。私といたしましては、令和元年度の決算見込みを3月下旬までに取りまとめたうえで、令和3年度以降の5年間の中期財政の見通しと、財政運営方針を策定し、新年度の早い段階で議員の皆様にお示ししたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

はい、室井議員。

「室井議員」

議事進行のために再質問やりません。

次に2問目にいきたいと思います。よろしいですか。

第6次江差町総合計画、都市計画マスタープラン、立地適正化計画、総合戦略について、総体的に伺いたいと思います。

第6次江差町総合計画含め、新しい計画に1年間熱心に取り組みされてこられた各審議会、委員会の皆さんと、この計画策定に尽力された担当課、まちづくり推進課、建設水道課にはそのご苦勞に冒頭から敬意を表したいと思います。各計画は今後10か年、江差町が持続可能な町として、後世へ継承させるべき基本的方向性を示す総体論であり、本年度から各政策の優先性を考慮した計画立案が検討されると認識しております。今後更に計画立案、事業実施化に向けて厳しい議論や外部との交渉、要請行動など、困難が多岐にあると思われませんが、一層の活躍を期待するものであります。

詳細質問は特別委員会が設置されておりますので避けませんが、各担当課長は常々、構想、計画立案にあたっては、議会との整合性を少しでも多く図りたいと申しております。

議会人として、その思いに一層身の引き締まる思いであり、私の25年間の議会での経験と、今日まで築いた人脈の必要性があれば、全てを、全てを提供し支援することを申し添えます。

そのためには、各計画が現在どのように検討されているのか、構想、計画の進捗

状況を適時議会に報告して頂きたいと思いますので、その内容について所見を求めたいと思います。以上です。

(議長)

町長。

「町長」

室井議員の2問目、第6次江差町総合計画、都市計画マスタープラン、立地適正化計画、総合戦略に関し、構想や計画の新着状況等について、適宜議会へ報告すべきとの主旨のご質問でございます。

始めに第6次江差町総合計画や第2期江差町まちひとしごと創生総合戦略、あるいは江差町都市計画マスタープラン、立地適正化計画につきましては、先ほどの1問目のご質問にもお答えした通り、本年度はそれぞれの計画に掲げる様々な施策の確実な実行に向けて、役場内部での議論はもとより、関係機関等との調整や要請といった足場を固める年にしたいと考えております。このような中で、室井議員からは事業の実現に向けて様々な立場からご協力を頂ける旨のお話しを頂き、感謝を申し上げます。人口減少や高齢化社会への対応、縮小する経済、一次産業の振興等、山積する町の課題を一つ一つ解決していくためには、議会の理解を得ながら、事の解決にあたるべきものと考えており、議員ご指摘のそれぞれの計画の進捗状況につきましては、適宜議会への報告もしてまいりたいと考えておりますので、ご理解願えればと思います。

(議長)

いいですか。

はい、3問目。

「室井議員」

はい。3問目にいきたいと思います。

財政調整基金、地方債と企業連携について質問いたします。

令和2年度の一般会計収支予算案を見ると、一般会計では財政調整基金から3億5千万円を取り崩し、財源確保を行っております。この後の議案第14号に載っている通りでございます。私は以前から何度か町長に対し、民間的な発想、感覚から、貯金は少し減っても良いから借金を増やさない努力をしなければならないと意見しております。町財政の運用は、その年度の政策事業の変化により短期的要素として変化する可能性を常に有し、一喜一憂することはないと考えます。しかし、故事に一葉落ちて天下の秋を知るとのことわざがございます。この先をいかに敏感に読み取ることができるか。今極めて重要な時期に差し掛かっていると認識しております。地方債は、ここ3か年間大きな変動はございませんが、実質公債費比率が平均

約16パーセント台と、起債借入時に評価されるイエローラインの18パーセントに近づいており、危険水域が目の前と考えます。一般論ではなく、江差町として、この先何が最重要課題となるのか、具体的課題をございましたら3点程に絞り答弁を求めたいと思います。

私は長年、江差町の重要なまちづくり、懸案課題解決には、第3セクター方式ではない企業との連携事業の必要性が今後さらに大きくなると意見し、提案してきました。江差町の歴史的遺産は、ソフトハードを含め、他町に例のない江差町固有のものであり、そこをしっかりと再認識され、長年積み上げてきた政策のど真ん中に置き、政策展開の行動をして頂きたいと思います。

江差町と企業連携、町民、行政、議会が今一致団結し、重要施策の基本計画を早期に策定し、令和2年度企業連携元年度と目標を定め、行動を更に進めて頂きたいと思いますので、所見を求めるものであります。

(議長)

はい、町長。

「町長」

室井議員の3問目、財政調整基金と地方債、企業連携についてでございます。

1問目でご答弁申し上げたとおり、財源確保が難しく、基金に依存している状況であることや実質公債費比率が高く、道内でも高い順からでは常に上位であることを鑑みると、地方債の償還や残高を減らしていく取り組みをしていかなければならないことは私も考えているところでございます。そのような財政運営を余儀なくされている中で、一般論ではなく具体的に3点の課題をとということではありますが、議員ご承知のとおり、本町を取り巻く環境は厳しさを増しており、政策課題につきましても高齢化社会への対応や老朽化するインフラの維持管理、一次産業の振興等、多岐に渡るものであり、3点に絞り込みをすることは困難であると考えています。

一方で、信頼と期待に応え、多くの課題を確実に解決していくためには、役場自身が横断的で限られた行財政資源で最大の効果を生み出す体制にすることが、なによりも重要であると認識しております。

また、江差町内のあらゆる民間の方々と連携し、それぞれの役割分担を明確にしながら、民間の柔軟な発想と行動力を引き出す等といった、民間の活力を活かした町づくりを進めていかなければならないものと強く感じております。

次に、民間企業との連携を図りながら重要施策の展開を図るべきとのご指摘でございますが、まさしく地方創生のキーワードの一つに、官民連携が掲げられており、今後の町づくりのあらゆる場面において、民間企業との連携は不可欠なものと考えております。

現段階で具体的な企業名は公表できませんが、今現在、本町の町づくりに関心を寄せている民間企業があり、早い時期に町づくりに関する包括連携協定を締結する

予定となっております。本協定の締結を新たな町づくりのスタートと捉え、今後も本町の町づくりにご支援ご協力頂ける民間企業を、私のトップセールスを含め幅広く募りながら、北の江の島構想をはじめとする懸案事項の解決に向けて、着実に前進してまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

「室井議員」

議長いいですか。

(議長)

はい。

「室井議員」

はい、終わります。

(議長)

はい。

以上で、室井議員の一般質問を終わります。

(議長)

次に塚本議員の発言を許可いたします。

塚本議員。

「塚本議員」

私から第1定において町長の所信表明、あるいは教育長の所信表明を受けて、4つの課題についてご質問させていただきます。

まず1問目ではありますが、新型コロナウイルス対策についてであります。

これはもうテレビで毎日のように報道されておりますが、連日新聞報道やテレビ等のマスコミにより刻々と国内での新型コロナウイルスに関する発症情報や対策等が伝えられております。

また、近隣の振興局というふうに当初述べましたが、檜山管内の振興局内においても感染者が判明しておりますが、幸い檜山管内での感染者はそれ以降増えていないというふうに認識しております。政府においても対策の基本方針が決定されており、江差町としても万全の対策が急務であります。

役場内対策も含め、医療関係機関と連携した感染予防や疑わしい症状等の町民に対する対策について、町として取り組んでいるこれまでの経過についてをお伺いいたします。

(議長)

町長。

「町長」

塚本議員の1問目、新型コロナウイルス感染症の対応についてのご質問でございます。

新型コロナウイルス感染症は、令和2年2月1日に指定感染症となり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づいて、都道府県が対応することになります。北海道は檜山振興局に感染症危機管理対策本部を設置し、随時対応しておりますし、感染者が確認された場合は医療機関との調整や濃厚接触者及び行動歴の調査は江差保健所が行うこととなります。

江差町では、2月12日町ホームページに手洗いの励行と咳エチケット等について掲載すると同時に、各学校及び公共施設、観光施設等に手洗い方法のチラシ掲示を依頼しました。

道内感染者の増加を受け、町として2月25日及び28日の両日に、全課長職及び一部事務組合管理職も含めた新型コロナウイルス対策連絡調整会議を開催し、町教育委員会をはじめ各部署における対応策の協議と情報の共有を図ったところでございます。

具体的な感染拡大予防対策として、2月27日から3月4日まで町立小中学校及び幼稚園の休校休園と学童保育所の休所、2月29日からは当面の間公共施設、観光施設の休館や各集会施設等の利用自粛の要請などの対策を行ったところでございます。その後、国、北海道の方針や取り組みを再度踏まえ、町立小中学校は3月26日の終了式までの休校措置を取ったところでございます。

一方で保護者の就労への協力の必要性から町立保育所は通常通り開園、学童保育所につきましても3月5日から再開しております。

町民周知啓発といたしましては3月号広報へのチラシ折込、更に感染拡大防止と町民への情報発信を行う必要性を考え、3月3日にはチラシの全戸配布をいたしました。

庁舎内対応といたしましては、2月28日から、次亜塩素酸消毒液によるカウンターや手すり等のふき取り消毒を1日2回始めております。

3月2日には新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、今後も引き続き正確な情報を発信するとともに、檜山振興局、江差保健所と連携協力をし、感染拡大防止対策に努めて参ります。

(議長)

はい、塚本議員。

「塚本議員」

この新型コロナウイルス対策、非常にやっかいな病気というふうに私も認識しておりますが、もう1点確認させて頂きませんが、役場では町民と直接接する機会が多い職

種と認識しております。この新型コロナウイルスに対しては、ある意味、過度に恐れず感染リスクを一つずつ減らす。正しく怖がるということが非常に大事だと思っておりますが、テレビ等で見るところによると、感染した人がその後の職場において勤務していると、それが他の感染を拡げているという場面があるんですが、役場内での、要するに体温あるいは体調不良者、これらについてはしっかり休めるように、これは副町長になりますかね。指示を出してるのかどうか確認させていただきます。

(議長)

誰答えるの。

副町長。

総務課長。

「総務課長」

職場内でのコロナウイルスの拡大防止ということで、職員に対しましてはですね、一般的に言われております37度5分を、うちの場合は2日間は、37度5分出たら休みなさいというような対応をとっております。また、そういう形でですね、37度5分2日間はまず出たら休みなさい。そして、4日経ちましたら保健所の方に連絡をなさいたいというような形で対応をしておりますので、ご理解願いたいと思います。

「塚本議員」

2問目に移ります。

(議長)

はい2問目。塚本議員。

「塚本議員」

地場産業力の強化と地域経済の活性化の中での一次産業の関係の振興の方策についてお伺いします。

まず農業分野であります。各職種でも叫ばれてますが、非常に労働力が不足しているというのが色んな部分で課題となっております。農業分野でも同様の事が課題となっております。

このことの対策で、地域連携の形として全国的には農福連携に取り組んでいる地域もあります。

江差町においては、大規模の障がい者施設等があります。障がい者雇用の実施に向けた協議を考えていく必要があると思っておりますが、町の考え方をまずお伺いします。

続いて林業の関係ですが、昨年より森林環境譲与税が施行されております。譲与税の用途は私有林に対する間伐や人材育成、担い手確保や森林整備等の促進となっております。今後の私有林に対する支援内容についてお伺いいたします。

続いて漁業であります。回遊魚種の漁獲量の激減によって漁業経営が大変厳しい状況にある。また、このことが漁業者の担い手不足になっていると、大きな要因と考えております。

これまでも育てる漁業の推進や未利用漁場の有効活用等を推進することとしておりますが、これまで色んな部分で町が取り組んでいる中の事業の成果と課題について、お伺いいたします。

(議長)

はい、町長。

「町長」

塚本議員からの2問目、地場産業力の強化と地域経済の活性化、農林漁業それぞれの分野からのご質問を頂きました。

まず、農業分野における労働力不足に伴う農福連携についてのご質問でございますが、農業従事者の高齢化や労働力不足につきましては、当町のみならず全国的に依然として厳しい状況が続いており、町内の農業者からも担い手はいるが十分ではないとの声が出ているところでございます。

その解決策の一つとして、令和3年度から着手する江差町北部地区基盤整備において、老朽化した用排水設備の更新を行うとともに、担い手への農地の利用集積を図りながら、効率的な営農をするため農地の大区画化を行うこととしており、今後は農作業の省力化に向けたスマート農業についても、必要な施策を検討していくこととしております。

農福連携につきましては、農業における労働力不足と福祉における障がい者の就労機会の拡大等といった双方のメリットが期待できる取り組みとして、農林水産省でも推奨しているところであり、道南地域においては平成29年度に道南地域農福連携会議が設置され、農業関係者と福祉関係者による情報共有に向けた意見交換が図られています。

檜山管内では3農業者が農福連携に取り組んでおり、ハウスでのしいたけ栽培や畜産による通年雇用がされておりますが、その一方で、職員数の不足、ほ場に隣接した休憩施設やトイレ等の施設の不足、障がい者への作業指導する作物栽培に精通した人材がないなど、多くの課題が上がっていると伺っております。

江差町におきましては過去に受け入れについて町と農業者との意見交換を行った経過がありますが、現状の営農体系での通年雇用が厳しいことや、障がい者に対するサポート体制や人員不足などのハードルがあることが分かっており、現時点での受け入れは困難な状況とのことでございます。

今後につきましては、議員のご提言を踏まえ、改めて地域内のマッチングや農福連携の可能性について農業者をはじめ、檜山振興局、JA、福祉事業所などの関係機関と協議を進めて参りたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。



次に、森林環境譲与税を活用した私有林に対する支援内容についてのご質問でございますが、この譲与税の使途目的については、議員ご承知のとおり、森林整備や森林整備を担う人材の育成、木材の利用促進、普及啓発等とされています。

江差町における活用事業といたしましては、公共補助事業を活用した私有林整備に対し、譲与税を財源とした町費をさらに上乘せして補助し、私有林の森林整備を促進してまいりたいと考えております。

また、現在、森林経営計画を策定しておらず、森林整備が滞っている森林所有者に対してましても、森林組合とも連携の上、森林経営計画の策定を促し、公共補助事業や譲与税を財源とした町の補助を活用し、森林整備を実施するよう働きかけてまいりたいと考えております。

今後は、私有林の整備に係る森林組合への委託業務などに対する譲与税の活用について、檜山振興局や檜山南部森林組合の同じ事業区域となっている上ノ国町とも協議を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

3点目の、育てる漁業の推進に係るこれまで町が取り組んできた事業の成果と課題についてのご質問でございます。

これまでも回遊資源に頼らない漁業を目指し、ナマコやアワビの種苗放流など各種栽培漁業の取り組みを行ってきているところでございます。

魚種により課題の違いはありますが、種苗の成長に関する課題や放流方法の課題があり、それらの課題を検証しながら取り組んでおりますが、経営の安定化には至っていない現状にあります。

このような状況を打開するため、現行の取り組み体制の検証や新たな増養殖対象種の検討など、引き続き関係機関との協議を行っていきたいと考えております。

次に、未利用漁場の有効利用についてですが、事業主体である北海道がひやま漁協、漁業者、江差町と協議して策定している北海道南西部地区特定漁港漁場整備事業計画に基づき、平成30年度に1基、令和元年度には2基の計3基のピラミッド魚礁を江差沖に設置しております。

町といたしましては、若手漁業者の知識を付ける機会を設け、将来、自分たちで継続できる増養殖を見だし、未利用漁場の活用も視野に入れながら取り組んでまいりたいと考えております。

合わせて、栽培漁業の推進を継続し、漁業経営の安定化を図っていくことが、担い手が就業できる環境に繋がっていくと考えておりますので、ご理解願いたいと思っております。

(議長)

塚本議員。

「塚本議員」

引き続き3問目の質問に入らせて頂きます。

(議長)

はい、3問目。

「塚本議員」

3問目。

檜山沖大規模洋上風力発電についての関係であります。

先ほど、総務産業常任委員会から自然エネルギーに関する事務調査の報告もありましたが、私は洋上風力発電に絞った中身での質問とさせていただきます。

北海道の気象環境を活かした大規模洋上風力発電の構想が、以前にもご質問させて頂いておりましたが、檜山エリアにおいても複数の企業が発表してきております。

洋上風力発電は、クリーンな再生エネルギーとして、欧州では再生エネルギーの主力となってきており、日本においても注目を浴びております。

大きな課題は、自然環境への配慮や漁業者への理解を得ることが非常に重要であります。

いち早く洋上風力発電の設置に前向きな近隣町長もいますが、これまでの設置に向けた進捗状況について、発電業者からの情報提供があったのか。

また、加えて江差町としてこの洋上風力発電に対するスタンスをどの様に考えているのかをお伺いいたします。

(議長)

はい、町長。

「町長」

塚本議員の3問目、檜山沖の大規模洋上風力発電事業に関するご質問でございます。

既に新聞報道等でご承知のとおり、現在電源開発株式会社とコスモエコパワー株式会社の2社が、檜山沖にて洋上風力発電事業を計画しており、このうち、電源開発株式会社につきましては、既に環境影響評価法に基づく配慮書の縦覧を終え、次の段階である方法書の準備へ進んでいるものと思われま。

このような中、この間の動きについてご説明をさせていただきます。

檜山町村会においては、洋上風力に関する情報の共有や、その必要性、課題等を協議することを目的とした、檜山管内洋上風力連絡協議会を本年1月16日に設立し、1月21日には各町の担当課長で構成する幹事会を上ノ国町で開催し、今後の取り組みを確認するとともに、1月23日には、再エネ海域利用法に基づく促進区域の指定に係る国への情報提供書類を檜山管内の各自治体が北海道へ提出したところでございます。

ご質問の事業者側から設置に向けた進捗状況について情報提供があったのかのご質問でございますが、この間、電源開発株式会社から昨年11月に檜山海域の深

浅調査や漁業実態調査等の結果について報告があったものの、それ以降につきましては、現在のところ新たな情報はございません。

次に、洋上風力発電に対する江差町のスタンスであります。先ほどご説明申し上げました、檜山管内洋上風力連絡協議会での議論や、今後檜山地域が有望な区域あるいは促進区域に指定された段階で設置される法定協議会での議論、また、各社で進められる環境影響評価法に基づく調査結果等を踏まえ、地域の方々や議会などの意見を拝聴したうえで、判断してまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

はい、塚本議員。

「塚本議員」

最後になりますが4問目に入らせて頂きます。

地域を支える社会基盤（情報インフラ、難視聴地域）についてであります。以前にも私からこの問題は提起させて頂いておりますが、中々目に見えない。または、非常に予算がかかるということもありまして、解決できてない大きな課題と考えております。

江差町内では、南部北部エリアで未だに光回線に対応していない区域があるのは、ご承知のとおりであります。

昨今では、5Gの次世代通話規格が本格的に利用される時代が到来してきております。

これ、4Gから5Gになると、今までの情報量から見て100倍近くのスピードと容量があるというふうに言われてますが、町内におけるこの情報過疎地への対応については、私が知ってる範囲では、結構総務省の中でもこういうところがある。全国的には98パーセントが光回線が開通してるというふうに私は承っておりますので、その2パーセントはこの全国的にある。それは総務省がそういうのはあってはならないし、場合によっては既にもう敷設している光回線の容量不足に対しても総務省では支援するというような形が新年度でうたわれてきております。

このような中で、取り残されてるこの情報過疎地の対応について、今後しっかり取り組んで頂きたいと考えてますが、町の考え方を伺います。

あと、これは北部エリアの一部においてですが、テレビの難視聴がちょっと昨年の夏以降続いていることで、一部の局については改善があるんですが、未だに複数局のテレビの受信がうまくいってないという苦情を私も承っています。

これらについて、直接的には役場が責任を持つ問題ではないにしても、住民の大きな課題でありますので、地域からの要望等が上がっているのか、それともこれは原因究明についての情報収集等があったのか。あるいは対策等がもし出されてるのであれば、情報としてお伺いしたいと思います。以上です。

(議長)

町長。

「町長」

塚本議員の4問目、地域を支える社会基盤に関してのご質問でございます。

1点目の光回線に関してでございますが、平成30年6月議会では、当該地域での一般家庭でも利用できる携帯電話会社のブロードバンドサービスを利用して頂くことが、現時点における町としての考えであることを答弁させて頂きました。

現状では、政府におけるIOTやAI等の情報技術を活用した政策の推進が図られており、これらを進めるためには情報通信基盤の整備が必須となるものでございます。

加えて、第5世代移動通信システム、いわゆる5Gの全国展開に向けて、地方の光ファイバー網の整備を推進していく状況で、令和5年度末までに光ファイバーの未整備世帯の段階的な解消を目指しているもので、条件不利地域のエリア整備、5Gなどの高速化サービスの普及展開、光ファイバーの整備等を、一体的かつ効果的に実施するとされているところでございます。

また、これらに対する補助としては、高度無線環境整備推進事業として、民間事業の参入を促すほか、自治体が事業主体として伝送路設備、局舎等を整備する場合には、過疎地等の条件不利地域という地理的な条件はありますが、補助率は2分の1とされております。

以上のことから、議員ご指摘のとおり、全ての町民が同じように情報通信が行えることが望ましい事は充分承知しておりますが、今後急速に推し進められる、地域や産業の個別のニーズに応じた、様々な主体としての地域の企業や自治体が、柔軟に構築できるローカル5Gも含めながら注視させて頂き、補助内容とともに検討しなければならない課題であると承知しておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、2点目のテレビ難視聴に関してでございます。

議員ご指摘の地区は、五厘沢江差局から鯉川中継局で受信した電波を、鯉川地区の世帯に送信しているものでありますが、テレビ受信レベルが低下しているものでございます。

NHK及び民放5社による調査結果では、テレビ電波受信ルートの中腹にある民地での立木伐採により反射コースが変わり、受信レベルが低下したことが原因と推測されるという結果に基づき、改めて電波受信の調査に加え、鯉川中継局へのブースター設置をした上で、鯉川中継局周辺の支障木を伐採したことで、受信レベルの改善が見られたものの、不安定な状況が続いております。

今後におきましては、五厘沢江差局から鯉川中継局までの伝送経路を見直すことについて、NHK及び民放5社で検討しているところでありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

また、鯉川町内会長等への現状確認や対応策についても、都度、NHK及び民放5

社から説明をさせて頂いているというふうに伺っております。

(議長)

いいですか。

「塚本議員」

以上で質問を終わらせて頂きます。

(議長)

はい、ありがとうございました。

以上で塚本議員の一般質問を終わります。

1時まで休憩いたします。

休憩  
再開

(議長)

休憩を閉じて会議を再開いたします。

午前中の一般質問における塚本議員に、答弁で一部訂正がありますので発言を求めます。

総務課長。

「総務課長」

時間を頂きまして誠に申し訳ございません。

塚本議員の私の答弁の中で、37度5分の発熱が出た場合には2日休みなさい等々の答弁をしてきましたのではですね、課長会議で私が発言した内容を答弁してしまいました。その後、道と同様の対応をするということといたしまして、実は改めて職員に対して副町長名で通知をしておりました。その内容につきましては、発熱目安として37度5分、発熱等の風邪の症状がみられたときは、自宅で療養して体調を管理に努め、外出をなるべく避けること。また、職場内の感染防止に努めると共に、職員が休暇を取得しやすい職場の環境を推進することという内容で、改めて全職員に対して通知をしていたというところでございますので、修正をさせて頂きたいというふうに思います。

大変申し訳ございませんでした。

(議長)

塚本議員、いいですね。

以上で塚本議員に対する答弁を終了いたします。

(議長)

次に飯田議員の発言を許可いたします。

飯田議員。

「飯田議員」

それでは私は第1回定例会にあたりまして、3問6項目について質問いたします。

まず第1問目でございますが、新型コロナウイルス感染対策についてであります。

ただ今、先ほど午前中の塚本議員の質問で、これまでの江差町の対策につきまして、細かく答弁を頂きましたので、この点については割愛をさせていただきます。

次に、国や道の方から、集会や会合、イベント等の自粛するような要請が出されております。その影響もございまして、町内の色々な産業にあたりまして大変深刻な影響が出ている訳であります。特に宿泊業、飲食業界等々を含めまして、各商店街、小売店にもその影響が出ているわけでございます。

江差町として、これに対する経済的な支援対策があるのかどうかお答えを頂きたいと思っております。

もう1点。2点目になりますが、これは教育長だと思っております。

町内小中学校等を含めまして、一斉休校が続いておりますが、特に保護者からは不安と動揺が広がっております。特に共働きのご家庭、ひとり親家庭をはじめ、小学校低学年のお子さんのいる家庭では大変苦慮をされておりますが、これに対しまして、設置者であります江差町、特に教育委員会として何か対応策があるのかお伺いしたいと思っております。

まず1問目は以上でございます。

(議長)

はい町長。

「町長」

飯田議員の新型コロナウイルス感染症に対するご質問にお答えいたします。

予防策に対しましては、塚本議員にも答弁をさせて頂いておりますので、同様でございますので省略をさせていただきます。

経済疲弊対策についてでございます。2月末の江差商工会が独自に行った町内商工業者への聞き取り調査によると、町内でのイベントや会合の自粛に起因した宿泊、宴会、仕出弁当等のキャンセルが相次いでおり、宿泊業者や飲食店を中心に大きな影響が出ている状況にあります。

北海道は影響を受ける産業等への支援について、国へ緊急要望をしているところであり、国としても対策を順次打ち出す状況にあります。

江差町といたしましては、当面は感染拡大の防止対策を優先事項として取り組ましますが、支援対策の動向も見極め、北海道や各市町村の情報等も随時入手しながら、商工会等関係機関とも連携した支援策を今後検討してまいりたいと考えておりますの

で、ご理解をお願いいたします。

(議長)

教育長。

「教育長」

飯田議員から新型コロナウイルス対策の2問目、私の方から学校の休校に伴う子ども達の居場所についてどう考えるかというふうなことに對して、ご答弁申し上げます。

新型コロナウイルス感染の早期終息と感染拡大防止対策として、北海道知事及び北海道教育委員会より、2月27日から3月4日までの7日間、小中学校の臨時休校の要請がございました。その後、2月27日付けで文部科学省及び北海道教育委員会より春休み前まで休校延長の要請がございました。

江差町教育委員会としましては、要請どおり、町内小中学校及び町立あすなろ幼稚園の臨時休校を実施しているところでございます。この間、園児、児童生徒の居場所については、基本、自宅及び親族等の住居で過ごしていただき、人の集まる場所への外出を避け、朝晩体温測定を実施し、健康観察をするよう保護者へ通知しております。共働き、ひとり親世帯については、仕事への影響もあることから、3月5日より町立学童保育所を再開し、現在の利用者のほか、仕事等の都合で日中児童を保育できない保護者のため、一時的に預かる対応を取っているところでございます。

なお、町のホームページにて、臨時休校のお知らせと、仕事に従事している保護者の方が休みやすい環境整備に向け、できる限り工夫を講じていただくよう、町内各企業や関係者へのご理解とご協力を求めたところでございます。

また、その後刻々と状況が変更の都度、ホームページやチラシで周知してまいりました。感染防止の徹底を図りながら、学年等を分けて登校する分散登校日を休校中に1回設定し、児童生徒の健康状態の観察や学習指導を実施することとしています。

また、個別の対応として、児童生徒や保護者による生活、学習面での来校相談、家庭訪問もできる対応を整えています。

今後も感染の状況により対応も変わることもあろうかと思いますが、都度、町民及び企業や団体への周知とご理解、ご協力をお願いしてまいりたいと考えておりますのでご理解をお願いいたします。

(議長)

はい、飯田議員。

「飯田議員」

それでは、2問目に移ります。

この度の町長の町政執行方針から、その中に社会体育施設等の利用にあたって、江差上ノ国の2町民が共有できる仕組み作りの検討を行っていくという文言があるわ

けでございます。当初予算につきましても、これにつくような当初予算の計上はないわけでありますので、この内容につきまして経過等を含めまして、構想をありましたらお知らせを願いたいと思います。

2点目でございます。

この横山家の問題につきましては、これで4回目の私の一般質問になるわけですが、これも町政執行方針、町長の中身、教育長の町政執行方針の中にも、横山家は江差町の重要な文化財資源との認識のもと、保存活用に向け進めていきますという表現があるわけですが、国の重要文化財としての申請を目指すのか、はっきりとお答え願いたいと思います。

(議長)

教育長。

「教育長」

社会体育施設の方向性と横山家の対応について、私の方からご答弁を申し上げます。

まず、社会体育施設等の江差、上ノ国の2町町民が共有できる仕組みづくりの内容についてのご質問でございます。

現在、江差町と上ノ国町の2町の町民が、お互いの施設を同じ条件で利用できる仕組みづくりの検討を行っております。例えば、江差町の運動公園と上ノ国町スポーツセンターなどの体育施設、あるいは文化財施設など、利用にあたっては、2町の町民に限定し、同じ使用料、条件で利用できるようにすることで検討しております。

本町と上ノ国町は隣接しており、概ね15分程度の至近距離にあります。現在も2町の施設はお互いの利用料に差がありますが、互いに利用している実態もございます。

今後も人口減少が進む中で、施設の有効活用も含め、江差町運動公園や上ノ国町スポーツセンターなど、両町に無い施設で相互に補完できることや、両町民のスポーツ、文化などの交流拡大にも繋がることから、相互利用についての仕組みづくりを進めてまいりたいと考えておりますのでご理解をお願いいたします。

次に、横山家についてでございます。

議員から、横山家について国の重要文化財を目指すのかというご質問でございますけれども、先の12月定例会でもご答弁申し上げたように、国の重要文化財の可能性を追求する考えには変わりはありません。この間、1月31日には、北海道教育委員会博物館文化財課の担当主査が横山家を視察し、今後の方針についての意見交換をいたしました。

また、2月14日には、道教委文化財担当職員と民俗文化財を担当しております文化庁文化財保護第一課を訪問し、担当調査官に横山家についての資料等を手渡し、国指定に向け、その可能性と今後の取り組みについて助言をいただいたところです。

また、建造物の指定となりますと、文化財保護第二課が担当しておりますので、今後は第二課の調査官へ説明を行ってまいりたいと考えております。



今後とも北海道と連携し、国指定文化財に向けた取り組みを進めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

(議長)

飯田議員。

「飯田議員」

ただ今答弁を頂きました。上ノ国江差町のそういう体育施設の相互利用につきましては、これから人口減少社会に向けてですね、やっぱりそれぞれの町で体育館を作ったり、例えば温泉を作ったりするのは、相当そういう時代でもないと思いますので、むしろこれからはそういうような形で相互利用する方向が、私はやっぱり理想的だと思っておりますので、それはそれで大きく評価したいと思います。

もう1点。横山家についてでありますけれども、12月定例会の教育長の答弁では、横山家の提案としては、まず国の重文指定を目指してもらいたい。そして将来とも公の手、これはもうおそらく江差町を指すことだと思いますけれども、手によって保存をしていきたい。それに対しまして、教育長の答弁では、まず横山家の方の相続関係、名義変更をしてもらいたい。それがやっぱりある意味で両者の相違点だったと思います。それを受けて教育長からは、今後とも国の重文指定の可能性を探っていききたい。年度内に横山家と協議をして方向性を出していききたいという答弁を受けても今日はそういう質問であります。

文化庁とお会いになりましたよね。具体的にやっぱり、もっとやっぱり横山家がどういう文化財、重文指定に向けてですね、どういう可能性があったのか。私はそこが一番やっぱりこの横山家と話を進めていくうえでのですね、大事なやっぱり争点だと思うんですよ。その辺どうなんですかね。現場を預かってる課長あたり、その辺のところ、もし文化庁との協議があったら詳しく教えて頂きたいと思います。

(議長)

社会教育課長。

「社会教育課長」

先ほど教育長が答弁いたしました。2月の14日、道教委の文化財博物館課の主査とですね、実は文化庁文化保護第一課、調査官っていう方がおりまして、それは調査官というのは民俗文化財を担当している調査官にあってまいりました。文化庁は民俗文化財、または建造物、または民俗芸能。色々と分かれておりまして、今回時間が取れましたのが文化財の保護第一課、民俗文化財を担当している調査官と会ったわけでございます。ということは、横山家につきましては、北海道の有形民俗文化財に指定されているということで、国の重要民俗文化財。国の重要有形民俗文化財のこの可能性について、手持ちの資料を持って今回説明をさせて頂きました。で、非常に調査官

は色々を助言をして頂きまして、まだやっぱり、昭和38年に指定された横山家、149点の民俗資料があるわけなんですけれども、色んな資料データがきちっと整っていない。こういうものをまず作成をしてですね、もっと説得力のある資料を提供して頂きたいねというようなことを助言頂きました。

それと建造物については、先ほど言いました保護第二課の調査官。今回2月の14日は保護第二課の調査官、アポが取れないで不在だったもんですから、今後ですね、今度は建造物、ということは重要文化財。この件について、今ある資料を用いて調査官に会いたいというふうに思っています。ただその際には、北海道と一緒に連携をしながらですね、やっていきたいなというふうに思っています。

いずれにしても、両にらみ、重要文化財それと重要有形民俗文化財、これらの可能性をですね、両方の調査官に会ってまず情報を取っていききたいというふうに思っております。

最後にやはり申請主義でないものですから、いかに調査官が興味を示して頂くか、その興味を示して頂くということは、きちっとした文献なり報告書の作成が必要だということなもんですから、横山さんについては、そのことも含めて説明していききたいなと思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

いいですか。

はい、飯田議員。

「飯田議員」

ただ今横山家についての再質問の答弁頂きました。

それらの経過を含めましてですね、是非江差町として横山家と胸襟を開いてですね、町の方は国の重文指定を目指すという方向が出たわけですから、是非交渉に入ってもらいたいというふうに考えております。

3問目に入ります。

これは、町長の選挙公約からでありますけれども、かもめ島上の花月の活用方針と愛宕町商店街、法華寺通り商店街の歩行者天国化とお買い物バスの運行についてであります。

まず1点目でございます。

北の江の島、鷗島周辺を構想から実行へ。花月を民間事業者により活用とあります。また、北の江の島構想の中身では、これを、この施設をですね、休憩所用具レンタル所、簡易な宿泊機能の確保とありますが、果たしてこれが民間事業者による運営は可能かどうか。その辺の見通しと展望についてお答えいただきたいと思っております。

またこの花月の建物につきましてはですね、以前にも指摘されましたけれども、私も2、3日前に行ってまいりましたけれども、壁や軒先がちょっと崩れておりましてですね、その前が鷗島遊歩道が通っている。確かにロープで規制線を張っております

けれども、これからやっぱり観光時期を迎えるにあたりましてですね、大変危険な状況にあるわけなんです。これについてもですね、やっぱり早急にそういう危険を排除するために、修理するなりそういう部分が必要だと思いますので、その点も合わせましてご答弁を頂きたいと思います。

2点目であります。これもただ今申し上げました選挙公約からでありますけれども、商店街の拠点化、賑わい作りで、愛宕町商店街と法華寺通り商店街を商業拠点化とし、空き店舗への新規出店や既存商店街改修等への一部助成。2つの商店街の歩行者天国化とお買い物バスの運行というような提案であります。

ただ、今の商店街の現状を見た場合、特にあの法華寺通り商店街を見た場合、大変こう厳しい状況にあるわけでありまして。今後人口減少社会に対応できるような、持続可能な小売店商店街を目指し、抜本的な対策が私はむしろ求められるというふうに考えております。これらを勘案しながら、町長として公約実現に向けた可能性と今後の取り組みを伺いたいと思います。

(議長)

はい、町長。

「町長」

飯田議員の3問目、旧花月の活用方針と上町下町商店街の活性化についてのご答弁を申し上げます。

まず、旧花月につきましてですが、平成29年度の町政執行方針において、民間事業者の参入を含めた多方面から跡地の活用を検討すると述べております。

また、同年の第2回定例会におきましては、萩原議員のご質問に対しまして、行政に限らず広く活用策を求めていきたいと考えており、多方面に働きかけをしたいと答弁しているところであり、これまで何度か企業にも接触し話をしたところですが、具体的な動きにまでは至っていないが現状です。解体しての環境整備は念頭でございますが、現時点においてもその考えは変わらず、民間の資本や経営を活用して跡地の利活用策を追求していきたいと考えています。

また、議員ご指摘のとおり、外壁が剥がれ落ちていたり腐食してきておりますが、応急の修繕などの対策をとりながら強風等の折には職員が都度確認するなど留意していき、可能な限り安全対策を講じながら引き続き民間の力による跡地の利活用策を模索していきたいと思っております。

商店街の活性化策についてのご質問でございます。

町は昨年11月のまちづくり懇話会に始まり、法華寺通り、愛宕町両商店街や江差商工会と協議を重ねてまいりました。現在両商店街は、大型店舗との競争激化や店舗の老朽化、店舗数の減少、担い手不足等、商店街としての機能維持が大変大きな課題となっております。

これまで、商店街ごとに実施してきたイベントや更なる魅力づくりと店舗間の協力

による集客力アップが商店街生き残りの鍵を握っていると考えております。

町といたしましては、商店街の魅力付の位置付けとして、歩行者天国化等の対策を提案してまいりましたが、事業主体となる商店街の協力体制の問題、人材不足や具体的な実施内容等、商店街や商工会と整理しなければならないことも多く、制度実施には至っていないというのが現状でございます。

町バスによるイベント参加者の輸送については、イベント開催内容に応じて対応してまいりたいと考えておりますが、商店街との協議が不十分な点を反省しつつ、もう少し時間をかけて取り組みたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

いいですか。

飯田議員の一般質問を終わります。

(議長)

次に萩原議員の発言を許可いたします。

萩原議員。

「萩原議員」

それでは早速質問に入ります。

水産業振興増養殖施設についてでございます。

昨年の所信表明で簡易な種内生産や畜養機能を備えた増養殖施設のあり方について検討を進めるとあり、今年度も引き続き検討していくとのことですが、この1年間どの様な議論がなされたのか。

また、今年度若手漁業者を育てる漁業の先進地視察の場所、魚種または効果等を伺います。

(議長)

はい、町長。

「町長」

萩原議員の水産業振興増養殖施設についてのご質問にお答えいたします。

まず、若手漁業者の先進地視察についてご答弁申し上げます。

ひやま漁協江差支所青年部と増養殖対象魚種や視察時期について打合せを重ねてまいりましたが、江差町における有効な対象魚種等が定まらず、ある程度事前学習をしたうえで、改めて視察先などを検討していくことといたしました。

今年度においては先進地視察に変え、今後、養殖事例等に詳しい専門家を講師として招いて勉強会を開催することで調整をして参りましたが、新型コロナウイルスの影響により、先般講師を依頼していた組織から、当面の間、講演会等への講師派遣は見

送らせていただきたい旨の連絡が入ったことから、大変残念ではありますが、年度内の勉強会開催を断念したいと考えております。

今後も、若手漁業者の知識を付ける機会を設け、具体的な事例や手法を学んでもらうことで、若手漁業者が将来、自分たちで継続できる増養殖を見出すためのものとしていきたいと考え、新年度においても栽培漁業推進事業として、先進地視察を含めた予算を計上しております。

引き続き、若手漁業者の集まりの中で、増養殖施設の在り方について協議を行っていきたいと考えておりますのでご理解をお願いします。

また、1年間の議論についてですが、若手漁業者では議論を行うまで至っていないことから、ひやま漁協江差支所理事、総代協議会とも協議を行っております。

漁業者から、昔から外海でも色々な養殖を実施してきたが成功していない。増養殖するなら陸上施設ではないかという経験を踏まえた意見をいただいております。

合わせて、養殖よりも増殖施設を求めるが、我々では知識不足であり、専門的な知識を持った方に助言をもらいたいなどの意見もいただいております。

漁業者も施設建設には費用がかかること。検討に時間を要することは理解しており、町としても漁業者や専門家の意見をいただく機会を今後も設けながら慎重に判断していきたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

はい、いいですか。

2問目。

「萩原議員」

じゃあ次の質問にまいります。

一般社団法人北海道江差観光みらい機構についてでございます。

2年目を迎え、第三種旅行業を活かし、町内事業者と観光客との橋渡しを担うワンストップ窓口の確立とありますが、今後どのようなスケジュールで確立を目指すのか。また、確立した場合、どのくらいの収益を想定してなのか伺いたします。

(議長)

町長。

「町長」

萩原議員の2問目のご質問、北海道江差観光みらい機構についてのご質問にお答えいたします。

ワンストップ窓口は、観光客と町内事業者等の橋渡しの役割を担うことで、何よりも観光客の利便性の向上につながります。

一方で、江差町や体験観光プレイヤーとしても大きなメリットが生まれます。

一つの問い合わせをきっかけに、町に広がる観光資源を伝えながら、江差を楽しむ時間を増やしていただくことで、宿泊や食事、軽食などで町内経済へ波及させていくことにつながります。プレイヤーにとっては情報の発信、受付、調整、体験料金の精算をみらい機構が行うことで、日常業務に集中しながらも、体験観光で江差観光の一翼を担えるといったメリットがあります。

ご質問のスケジュールですが、基本的には国の地方創生推進交付金を活用しながら3か年で形作ることとしています。

初年度の令和2年度は、先ず、事業者の皆様にもワンストップ窓口を実施するみらい機構側の意図、あるいは仕組みなどの案について、サービスを提供している事業者、個人様へ提示しながら意見要望をお伺いし、この町に適した制度構築を目指してまいります。

確立した場合の収益についてもご質問いただいております。

令和元年度、日本遺産事業により、江差の観光ポータルサイトの英語版を完成させましたが、こちらでは既に、着物でいにしえ街道を散策するメニューにおいて、海外の方々からお申込みをいただいた場合、仲介手数料をいただくこととしています。

今後においても、こういった形で収益を上げる努力は欠かせないものと考えております。

なお、みらい機構における収益確保の観点から申し上げますと、今後、第三種旅行業を活かしたツアー造成やぷらっと江差の販売力向上を推し進めてまいります。機構設立は江差を知りたい方々にタイムリーな情報をしっかりと発信するとともに、住民の皆さんを巻き込みながら、地域が提供する観光サービスの質を高めることで、観光客の集客拡大を図りながら地域住民が観光により少しでも経済活動につなげることができるとを目的としておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

(議長)

いいですか。

萩原議員の一般質問を終わります。

(議長)

次に小梅議員の発言を許可いたします。

小梅議員。

「小梅議員」

早速ですが、第1問目。まちづくりカフェ活動拠点のあり方についてをお尋ねいたします。

まちづくりカフェは、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、また自分達が暮らしやすい所にするにはどうしたら良いか等、急激な高齢化により、

公的サービスも限界に来ている今、多様化する地域の生活課題を住民の互助によって対応していくための学びの場で、平成28年度から開始された事業です。

ありがたいことに、居場所にもつながる待望の活動拠点が、昨年新地町の檜山ハイヤービルに江差BASEとして誕生いたしました。活動日は現在、土曜日、日曜日、祝祭日を除く平日の午前10時から午後4時までで、生活支援コーディネーターが交替で対応しております。このように役場が主導、役場の日程に合わせての活動日では、住民活動の拠点としては物足りなさを感じております。生活も多様化している昨今、もっと幅広く活用するための手段がないのか。休日や夜間の利用方法も含んだ、今後の方向性、あり方をどの様に考えているかお尋ねします。

また合わせて、今まで拠点においての活動の中で、その内容、それから利用者数、また集まっている町民の中から何か要望等ありましたらお知らせ下さい。

(議長)

町長。

「町長」

小梅議員からのまちづくりカフェ活動拠点のあり方についてのご質問にお答えいたします。

平成28年度から、地域の絆を深め互いに助け合えるような街とするべく活動が始まったまちづくりカフェでございますが、昨年4年目を迎えるにあたり、これまでの活動をより活発化させ、各地域への互助の繋がりを強めるために、自由に活動が出来る場所として、議員の皆様のご理解を得ながら、新地町の檜山ハイヤービルにまちづくりカフェ活動拠点 江差ベースプラスワンを開設するに至りました。

先に、施設の利用状況につきましてご報告申し上げます。昨年5月の連休明けから開設し、本年2月までの10か月間におきまして、一般の来場者が延べ1,413人、まちづくりカフェの活動や町の事業などによる来場者が1,031人で、合計して延べ2,444人の方が来場されております。活動等における利用回数は86回であり、まちづくりカフェの開催を始め、代表者部会や5つのプロジェクトチームが主体となった活動が、その大半を占めております。また、町主催のケアカフェ、認知症カフェの会場としても利用しております。

次に、江差ベースの開設日程でございますが、議員ご承知のとおり、現在、町の勤務条件に基づき3名の生活支援コーディネーターが、平日1名ずつ常駐して運営をサポートしております。

まちづくりカフェは、地域での困り事や課題を皆でどうすれば解決できるのかを考え、それを実践していく組織です。その活動を取り進める場所である江差ベースの運営についても同様であり、自分達が自立した形で独自に運営をしていく事を目標としているところであります。

それを踏まえ、昨年、試験的に参加メンバーだけで休日開設を行ったところですが、

恒常的に休日開設を行うには、管理を担って頂ける方や時間帯等の問題もあり、検討が必要な状況にあります。

町として休日開設を行うために職員を常駐させることは容易ですが、それではまちづくりカフェの存在意義を無くしてしまうものであり、本来の主旨にそぐわないものとなってしまいますので、今後どのように対応し、取り進めて行くかをまちづくりカフェのメンバーの皆さんと共に考えて参りたいと思っております。

また、3階、4階があまり使われていない。調理設備がない。活動内容の周知がされていないなどの課題も出されておりますが、各階の有効活用の検討や活動の情報発信を行うための新たなプロジェクトチームも立ち上がっており、様々な課題に対して自主的に検討し、対応策を生み出していく形が醸成されてきているところでございます。

一步一步前に進んでいる状況であり、引き続き北海道教育大学函館校の齋藤准教授からのご助言を賜わりながら、これらの活動について、町としても全面的にサポートして参りたいと考えております。

(議長)

はい、小梅議員。

「小梅議員」

はい、分かりました。

それでは第2問いきます。

広報えさしについてでございます。

広報は町民に町の出来事を伝える大切なものです。手に取って読んでくれることに意義があります。色々な集まりの中で、私が良く聞くことに、広報は見るからに難しそうで、あまり読まないということを目にします。その度に、ええなんでって心が痛みます。下のロビーに檜山近隣町の広報が置かれてますが、どこの町のもちっとカラーが入ってて、アクセントというかポイントがあって、江差の広報から比べると目を引きます。

江差町の広報は2019年1月号のみカラーの表紙で、子どもたちの笑顔がとっても素敵でした。それ以来、ただ真っ黒です。特にお祭りとか追分大会とか大きな行事があって、写真が多く載せられるときほど、紙面が黒いんです。あの姥神大神宮渡御祭のきらびやかさとか賑わいとか勇壮さ、そういうものが全然感じられない。とっても残念に思ってます。

どんなに内容が充実していても読んでもらわなければ意味がありません。

読みたくなるような見た目も大事です。

この頃は会議の資料とか、毎日配られる新聞も結構色々なところ、ポイントがあってカラフルで、何書いてるんだろうと興味がわきます。

広報は全ての住民に公平に配られる身近な情報源です。



多くの町民が興味を持って、親しんでくれるような紙面づくり。目を引く様にアクセント的にでもカラーを入れたりするのは、予算面で難しいのでしょうか。

また、町外にも届けられてると思うんですが、その部数はどれくらいあるのかお知らせ下さい。

(議長)

はい、町長。

「町長」

小梅議員の広報えさしについてもご質問にお答えいたします。

インターネット全盛期の中、様々な活動の情報発信をWeb中心に行う団体が増えてきておりますが、広報誌にはネットを使わない人から使う人まで見てもらえる、手軽に読める、手元に保存できる等といった紙媒体ならではの良さがあり、町といたしましても、住民と行政を繋ぐ大切な情報ツールと位置付けているところでございます。

また、私自身も報道関係に努めていた経験から、担当課へは正確な情報の発信と町民の皆様の手にとって頂くための紙面の内容の充実を求めてきたところであります。

始めに1点目の表紙等のカラーの印刷についてでございますが、全ての紙面のカラー印刷までとはいきませんが、本年度議員ご指摘のとおり、姥神大神宮渡御祭等、色彩と取り入れた方がより臨場感が増す場面には、予算の範囲内において、効果的にカラー印刷を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

また、2点目の町外に発送している広報誌の部数であります。令和元年度は道内外含め、個人が68名、官公庁等の団体が50となっております。

(議長)

いいですか。

「小梅議員」

はい分かりました。よろしく申し上げます。

(議長)

以上で、小梅議員の一般質問を終わります。

(議長)

次に出崎議員の発言を許可いたします。

出崎議員。

「出崎議員」

私からは2つの事項について質問をさせていただきます。

まず一つ目。河川の土砂撤去についてですが、新聞報道によれば、豪雨被害軽減を目指して、河川の底に積もった土砂を撤去した自治体に対し、来年度から5年間に限り、事業費の70パーセントを地方交付税で財政支援を行うということが報じられていました。河川の氾濫シミュレーションは、それぞれの河川の計画断面に基づいて行われていることが多く、堆積土砂や河川内の植生により狭められている河道の現状を反映させているかという点、必ずしもそうは言えません。想定以下の降雨で河川が氾濫する。そういうことが懸念されております。

そこで以下について質問をいたします。

一つ。直近の河川の土砂の除去はいつ行われたのでしょうか。これは北海道管理の厚沢部川、それからその支流の鮎川、及び田沢川の2級河川について。

二つ目。これは町長の執行方針にもありましたけれども、町管理の普通河川について、現況断面の調査とか、土砂除去についてはどういうお考えでしょうか。

それから三つ目。2級河川については、北海道の管理でありますので、管理者である函館建設管理部に河道確保のために早期の土砂除去を申し入れる考えはないでしょうか。

以上質問いたします。

(議長)

町長。

「町長」

出崎議員の河川の土砂除去についてのご質問でございます。

議員ご指摘の緊急浚渫推進事業が国により創設されたことにつきましては、対象事業や事業期間など町といたしましても把握しているところでございます。

一つ目のご質問の町内における2級河川の直近の土砂除去の状況でございますが、厚沢部川と鮎川につきましては広域基幹河川改修事業により、平成9年度から平成30年度にかけて河道内の掘削、護岸整備等を実施しているところでございます。

また、田沢川につきましては町からの要望を受けた形で、平成29年度から令和2年度までの計画で河道断面確保のための浚渫事業を現在実施しているところでございます。

二つ目のご質問の町河川の現況断面の調査及び土砂除去の必要性についてのご質問でございますが、普通河川につきましては、計画断面を基に整備されている河川は限られており、各河川の状況については日常パトロールなどにより現状の把握に努めているところでございます。

河道の土砂除去につきましては、パトロールの状況や地域からの要望などを踏まえまして、主に直営作業にて対応しているところであり、今年度につきましても泊川と五勝手川におきまして、河道内に堆積した土砂の浚渫作業を実施したところでございます。今後につきましても、適切な河道断面の確保に努めて参ります。

三つ目のご質問の2級河川の河道確保のための土砂除去にかかります河川管理者への申し入れについてでございますが、これまでも地域要望などを踏まえまして、適宜、管理者である函館建設管理部へは要望しているところでございます。

今後につきましても地域の要望や現状確認を行った上で、必要に応じ要望してまいりたいと考えておりますのでご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

(議長)

はい、いいですね。

出崎議員。

「出崎議員」

ありがとうございました。

じゃあ二つ目の質問に入ります。

町民の人材活用についてでございますが、現在の社会は科学技術の発展が著しく、かつグローバルな対応が迫られております。町としても、行政の課題は大都市とほとんど変わらないにも関わらず、小規模の行政であるために、職員の規模や人員は限られております。

今後の行政サービスを落とさないようにするためには、ますます多忙を極めるようになると思われます。

そこで、町民の知識や知恵を広く活用するために、資格を持つものや特殊な能力を有するもののデータベースを作成しておいて、必要に応じて支援を受けられるようにしてはどうでしょうか。特に高度な技術的課題や、課題を解決するためにリタイヤしているベテランとか、フリーの専門家に応援を頼んだり、それから外国語を話せる人をリストアップしておいて、インバウンド対応に協力してもらうなど、支援を依頼してもらいたい場面は多いのではないのでしょうか。個人情報保護や雇い主との関係等、解決しなければならない課題もあると思いますが、あくまでも個人の意思を尊重し、双方合意の上での運用を期待したいと思っております。

また、支援を継続的に維持するために、有償で支援を受けるのが望ましいと考えますが、いかがでしょうか。

データベースへの登録者の例としては、例えば有資格者、IT、情報通信やAI、人工知能能力を持つ者とか、他国の言語を話せる者。それから芸術的な資質を持つ者。その他色々考えられると思っております。今般特にパラリンピックのホストタウンについては、駄目になったというふうにお聞きしておりますが、海外からの観光客の窓口や、案内や、それから海外からの人たちが急病になった場合の対応とか、そういうことに有効に対応できる考えますが、ご検討いただければと思っております。

(議長)

教育長。

「教育長」

町民の人材活用について、町民の知識や知恵を広く活用するために資格を有する者や特殊能力を有する者のデータベースを作成し、必要に応じて支援を受けられるようにしてはどうかという質問の主旨でございます。社会教育における人材の活用という観点からお答えをさせていただきます。

江差町教育委員会では過去に、町民から推薦、若しくは自薦された生涯学習の各分野で活躍できる講師を登録、各種団体に講師を紹介する江差町生涯学習人材バンクを作成し、町内の各学校や各団体に人材を紹介してきた経緯がございます。

また、現在においては関係機関及び団体と連携し、江差ふるさと学習やスキーレッスンなど社会教育事業の個別プログラムにおいて、地域の関係団体や資格などの人材を活用し協力をいただいている現状にあります。

議員、ご質問の町民の人材活用という観点から、住民の資格や職歴、特殊技能、地域における歴史的知識などを登録していただくことなどが考えられます。

今後の多言語対応や、高度な技術を有する資格者など、地域の就労者、退職者など、地域における人材がどれだけいるかを把握しなければなりません。そのため、関係各課と協議しデータベース化をはじめ、どのような人材活用策が有効なのかを検討してまいりたいと考えておりますのでご理解をお願いいたします。

(議長)

はい、いいですか。

「出崎議員」

はい、ありがとうございました。

(議長)

以上で出崎議員の一般質問を終わります。

(議長)

次に小野寺議員の発言を許可いたします。

小野寺議員。

「小野寺議員」

それでは一般質問に入ります。

今回1項目にいたしました。表題として、危機的な南檜山の地域医療を守るために町も全力でというふうにいたしました。

先だっても全員協議会で、今回のこの南檜山の地域医療の課題、説明がありました。若干そこでも質疑させて頂きましたが、改めて、その後の進捗といたしますか、しよか

いにもありました。また一定の道、そしてこの南檜山の動きも確認されてるところがあります。それを踏まえて、一般質問として取り上げていきたいと思います。

ほぼ詳しく通告しておりますけれども、改めて今、この南檜山地域、江差町を含めた南檜山地域、私は議員になってから道立病院だけではありません。地域の医療機関等も含めて色んな意味で関わってまいりました。この20年30年と言っていいんでしょうか。それを見ましても私は今、本当に危機的な南檜山地域の医療状況だと率直に感じております。まずもって、この5町の各行政そして医療関係者、機関、これらが一体となって協同連携して打開する。そういう今懸命な努力続けられていると思います。先に述べましたが、10年20年の間論議されたこと、私思い起こせば色んな対案が道から、また地域で作られ、また示され検討もしてきました。で、今回、私感じているのは、今まで以上に相当思い切った部分が今回提案されてると思います。で、特にどうしても南檜山地域、道立病院と合わせて国保病院との連携が大きな課題であります。そういう点でいうと乙部、厚沢部、奥尻、各町の長、そして国保病院のあり方、決断が迫られている状況であります。特に乙部の国保病院、厚沢部の国保病院、これは先だっただけの計画といいますか、太い柱で、場合によっては無償の診療所も選択肢の一つとして、文言として改めて強く太い柱で出されております。で、これらはこれからの検討課題になりますけれども、私はこの部分だけを取り上げても、今回各町、江差以外の国保病院を抱えている各町の決断が迫られていると、そういう意味で思っています。本当に私達江差の町を含めても急速な減少、地域人口減少、少子化の中で、また残念ながら今国の方では今回の新型コロナもそうなんですけれども、地域医療の予算がどんどん削られている。国会の審議でも改めて分かりました。そういう中でぎりぎり地域の医療機関頑張って5町が足並みを揃うのであれば、私はまだまだ個別の問題はないわけではない。感じてるところありますけれども、大きな枠を作るという意味では、私は今回の提案、是非実現させていかなければならない。こういうふうを考えております。

それで、全員協議会でも述べましたが改めて今日本会議でありますので、簡潔に3点私なりの思いを含めて、町長の所見を伺いたいと思います。

まず一つ目。先ほども言いましたが、道立病院を中心としたこの二次医療圏。道立病院のいわば赤字赤字赤字ということで、道立病院の赤字をどうするんだ。特に江差どうするんだという計画も単独で作られてきました。

また、地域医療ということでは国保病院もそれぞれ計画が作られてきました。で、連携ということでも国のお金なども作れて、この間色んな医療機器を導入するという計画も作られてきました。しかし、この地域医療をどうするかということでは、中々町長さん方の足並みが揃わなかった。というのは率直な私の感じ。ぎりぎりのところにきて、中々揃わない。で今回私の感じでは今までと違った動きが出ている。今回のこの計画を各議会で報告した部分でも私なりに、乙部の雰囲気というか状況。上ノ国の状況も同僚議員を通してではありますけれども、私は今までとは違うという部

分を感じております。これは私の感じですがけれども、町長として現在のトータルとしての5町の連携、どの様に感じていらっしゃるかまずお聞きしたいと思います。

それから二つ目ですが、私今回思い切った部分が出たという中の一つが、今まで色々な計画が出てきましたが、単独の医療器械を導入するとか、そういう部分の予算付けはしてきましたけれども、地域連携を伴って5町がトータルとして地域医療を拡充しよう、守ろうという点では実効性はほぼなかった。多少仕掛けがあってもさっきいった連携が取れなかったという部分があるんですが。今回はその鍵は、先だっても説明ありました、地域医療連携推進法人、これは医療法等の改正の中で法律の条項の中に、この法人を作ることができる。つまりこういう仕掛けをきちんと担保して、担保してこの地域医療連携、場合によっては病院を統合ということもあるんですが、今回は統合ではなくてあくまでも連携という位置づけになっておりますが、ただ実際全国的にはこの法人、地域医療連携推進法人の実践例は中々少ないし、私なりにインターネットで調べてみたら中々うまくいってないなというのも思います。これはあくまでもネットを見ただけですので、実態は分からない部分もあります。で、いずれにしてもこれを文言だけで、文字面だけで終わらせない。この計画の中に行動方針ということで前回も文書の中にもありましたが、地域包括ケアシステム。これは医療だけでなく、日常の高齢者の介護なども含めて、5町の生活、地域住民の命と生活を守っていく。そういう一つの仕掛けの法人。やる仕掛けはあります。せっかく作るもし法人だとすると、そういうことも含めてやらなければならないと思っております。

で、この法人、全国的な見るとやはり相当の学識的なもの、それから経験者、専門家、こういう方々の識見といいますか、知見がなければ中々成功しないなというものもあります。地元の方々も含めた、そういう部分を積極的に導入いたしまして、実効性のある法人、地域医療連携推進法人、これを作っていくべきだというふうに考えますが、町長の所見もお聞きしたいと思います。

で、最後であります。（「議運の委員長長いぞ」の声あり）はい。三番目、終わります。

江差として、国保病院の無い江差として、どうしても道立病院を私達の命を守る医療機関として使っていくためには、前回も言いました、交通アクセスの改善等、この等の中に、これは単に路線バスを、アクセスを変えるだけではなくて、患者の移送サービス、これがないと本当に私達江差の住民として、道立病院を今まで以上に使い勝手の良い、そういう病院にならないと思います。是非、この部分で、今バスに乗ろうと思っても乗れない。乗ることが困難だ、そういう患者さんをどうやって道立病院に繋げていくか、私は是非このことを進めていくべきだと思いますが、町長の見解を伺いたいと思います。

以上三つの点でお聞きします。

（議長）

町長。

「町長」

小野寺議員の地域医療に関するご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、南檜山地域は全道を上回るスピードで人口減少の進行が推計されており、医療や介護を担う人材確保が非常に厳しい状況にあります。

それは、道立江差病院をはじめ、国保病院や民間医療機関も同じであり、将来的には患者数も減少していくことが想定される中、南檜山の医療を守っていくためには将来を見据えた医療提供体制を作り上げていかなければならない状況でございます。

南檜山の地域医療専門部会においても、各医療機関、自治体病院における機能分化と連携体制の強化を重点課題とし協議をしておりますことから、江差病院及び構成5町がこれまで以上に問題意識を共有し、南檜山の持続可能な医療体制の構築に向けて取り組むことが重要と考えております。

北海道立病院局は、南檜山の地域医療構想専門部会等の議論を踏まえ、構成5町の町長はじめ各医療機関の院長及び事務長との意見交換を重ね、南檜山圏域の医療を確保するための行動方針案策定し、2月26日開催の地域医療専門部会で提示されました。

当町では議員の皆様にご報告をさせていただいたところでございます。

行動方針案は、南檜山の患者はできるだけ南檜山で診ることを指向し、圏域全体で目指していく医療の方向性を示し、限られた医療資源を効果的、効率的に活用しながら、関係者が力を合わせて、圏域全体で将来に渡り持続可能な医療提供体制の構築に向けて取り組んでいく方向性を示しており、この行動方針案に基づく取り組みを関係者が一体となって進めるため、地域医療連携推進法人を設立するという内容となっております。

この行動方針案につきましては構成5町の賛同が得られた時に初めて行動方針となります。

地域医療推進法人は、地域医療構想を達成するために複数の医療機関等が参画し、協調連携を進め、地域において質が高く効率的な医療提供体制の確保にむけた法人認定制度でございます。現在、全国で15の法人があります。それぞれの地域における医療課題解決のための業務内容となっております。事務局は江差病院内に設置を予定しており、法人の立ち上げには約半年ほどかかり、実際の業務は令和2年度後半からになるだろうと聞いております。

法人設立が決定した場合は、道立病院局が中心となり、より具体的な内容等について協議検討を行っていくこととなりますので、その進捗状況につきましては、議員の皆様はじめ町民の皆様にご報告して参ります。

当然、私も理事として関わってまいりますし、事務方もそれぞれの立場で意見を言っております。

私は、当初から民間医療機関や介護保険事業所も含めて、南檜山の地域医療を考え

ていくべきだと強く発言をしてまいりました。住み慣れた地域で暮らし続けていくための地域包括ケアシステム構築、推進に向けても、地域医療を含めた関係機関での協議検討が重要であると認識しております。

議員ご指摘のとおり、これからの南檜山圏域における医療体制構築において重要な役割を担う法人であるため、医療連携、役割分担のみならず、交通アクセスなどの医療にかかわる諸課題につきましても検討するよう意見を述べて参りますし、絵に書いた餅にならないよう、道立病院はじめ構成5町が一丸となって、持続可能は南檜山の地域医療体制を構築するため尽力して参りたいと考えております。

(議長)

小野寺議員いいですね。

小野寺議員。

「小野寺議員」

町長、ええっと私の一番目のもしかしたら今の答弁の中に入っていたのかもしれませんが、もう少しその連携の部分、町長率直な今の感想も含めてですね、もっと言うと、本当に今までにはないような絶好の機会だろうと思うんです。そういう点で、その5町の連携という部分ですね、ちょっと感じてる部分でもよろしいですけれども、お聞かせ願えればと思います。

(議長)

町長。

「町長」

答弁したつもりでございましたけれども、足りない部分というところで補足をさせていただきます。5町の連携という意味でございます。

非常にですね、人口減少、少子高齢化、特に高齢化の中でですね、医療体制あるいは介護保険体制の維持確保というのは非常に厳しい状況が出てきているという認識が、より各町で強まっているのが今の現状だというふうに思っています。それが我々江差町だけではなく、厚沢部乙部上ノ国奥尻、皆同じ思いを抱えていて、それをなんとか解決しないと人口減少やあるいは高齢化への対応がままなくなるという問題意識はより強くなっているのが、今後連携していかなければならないという方向に、それぞれの町が向かっているというのが現状だというふうに思っています。

そのことに加え、北海道の側も道立病院の体制確保が中々難しくなっていることを踏まえてですね、地域との連携をしていかなければ道立病院の維持運営も難しくなっているというような問題意識を持っている。それぞれの立場で、同じ問題、方向性を向いてきているというのが今の現状だというふうに思っています。

この機会を逃すと南檜山の医療体制の維持確保に向けた枠組み、仕組みというのは



中々取れなくなってくるというような危機感も持っています。これをしっかりとですね、地域の皆様と連携しながら、そしてそれが医療に終わることなく、介護の分野でもしっかり連携できるような体制を作っていくことを、声を大にして私も町長として色々な場面で発言をしていきたいと思っておりますので、ご理解願えればと思います。

(議長)

いいですね。

はい、以上で小野寺議員の一般質問を終わります。

(議長)

今定例会に通告がありました一般質問は全て終了いたしました。

これで一般質問を終結いたします。

(議長)

日程第18、議案第5号から日程第34号、議案第21号まで、令和2年度江差町各会計予算並びに関連議案について、これを一括議題と致します。

一括して、提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

ただいま一括上程議案となりました、議案第5号、令和2年度江差町一般会計予算並びに議案第6号から議案第12までの7特別会計予算、議案第13号、令和2年度江差町水道事業会計予算並びに議案第14号から議案第21号までの計17議案についてでございます。

令和2年度予算編成につきましては、2020年どからスタートする第6次江差町総合計画や、江差町まち・ひと・しごと創生総合戦略、更には、江差町都市計画マスタープランといった新たなまちづくりの指針となる大きな計画の元、この1年を江差町の明日に繋げる前進の年と位置付け、予算編成を行ったところでございます。

この結果、令和2年度の予算額は、一般会計で53億2560万円、特別会計総額で25億460万6千円、水道事業会計では、7億667万9千円となったところでございます。各会計予算案及び関連議案の具体的な内容につきましては、各担当課長より説明させますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりました。

只今、提案説明がありました、令和2年度各会計予算並びに関連議案について、各所管の単位で補足説明を求め、質疑を受けることと致します。

(議長)

2時30分まで、休憩致します。

※休憩中

(議長)

休憩を閉じて再開致します。

日程第35、議案第5号から議案第21号、令和2年度江差町各会計予算並びに関連議案中、議会事務局、総務課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局の予算並びに関連議案について、一括補足説明を求めます。

(議長)

「財政課長」。

「財政課長」(補足説明)

それではまず、議会費でございます。議会費につきましては、私の方からご説明申し上げます。

予算資料をお開き願いたいと思います。8頁の番号1、議員報酬等から番号5までとなります。議員の皆さんの報酬や期末手当、視察旅費、費用弁償などの議員活動に係る経費、あるいは議会だよりの印刷製本費、事務局の旅費、消耗品等々などの経費、並びに事務局職員の人件費となるものでございます。内容と致しましては、ほぼ、前年度と同様でございますが、大きく変わったところと致しましては、これまで臨時職員の賃金を議会事務局事務の中に計上してございましたが、令和2年度から会計年度任用職員となることを契機に別途1つの事業として、外出しをしているものでございます。議会費については、以上でございます。

(議長)

次に、「総務課長」。補足説明。

「総務課長」(補足説明)

はい。それでは、総務課所管の予算につきまして、説明をさせていただきます。

初めに、一般会計全体での人件費について説明を致します。予算書128頁、給与費明細書をご覧頂きたいといふうに思います。中段にあります一般職であります、

給与、手当、共済費の合計と致しまして、右端に記載のとおり6億9,166万4千円を計上させて頂きました。前年対比では、3,915万1千円の減額となったところでございます。要因と致しましては、後程、条例の一部改正でも説明をさせて頂きますが、職員給与の独自削減全面回復として、一般会計では、おおよそ1,600万増額となったものの、3年に、3年ごとに清算されます退職手当組合の負担金おおよそ3,600万と知事道義選、参議選、町議選に係る時間外手当、おおよそ1千万が、減となりまして、これが大きな減額の要因となったものでございます。

また、下段にあります会計年度任用職員であります。前年度までは賃金として物件費扱いしておりましたけれども、フルタイムは給料、パートタイムは報酬となりますことから、人権費となりまして1億5,847万8千円増額として計上させて頂きました。

以下、各科目での人件費説明は割愛をさせて頂きたいと思っております。

次に、科目ごとの説明に移りますが、内容につきましては、別冊の予算資料で説明します。総務課所管の事業と致しましては、大きな新規事業がございませんので、簡潔に申し上げたいと思っております。

始めに、予算資料8頁の7番から15番の一般管理費ですが、15番の会計年度任用職員分の人件費を計上する予算科目は、職員同様とさせて頂いております。各科目に予算化すべき議会費、民生費、農林水産業費、教育費以外の会計年度任用職員分の人件費は、総務費一般管理費に集約して予算化をしているところでございます。

次に、文書広報費の内の17番、町例規管理、それと9頁の45と46番、の交通安全対策費、47番から49番の住民運動対策費、そして50番の公平委員会費につきましては、例年と大きく変わる点はございません。

次に、同じ9頁の引き続きとなりますが、51番から55番の諸費です。この中での、54番、諸費事務の中には、函館地方法務局管内の持ち回りで、人権啓発活動地方委託事業として、国庫委託金による新規事業がございます。予算額は67万6千円を計上させて頂きました。

次に、10頁の70番と71番の選挙管理委員会費でございますけれども、各選挙執行の予定がございませんので、選挙費の計上はございません。

次に、12頁の130番から132番の保健衛生総務費、13頁の161番から166番の環境衛生費につきましても、例年と大きく変わる点はございません。

最後に、18頁の283番から292番の消防費全体です。この中での新規事業につきましては、291番総合行政情報ネットワーク衛生無線回線更新整備でございますけれども、北海道と市町村を結ぶネットワークと致しまして、防災に係る情報伝達の他、多様な情報の伝達手段として活用されているものですが、老朽化が著しく道内全市町村で更新整備が必要であるということから、整備に要する2分の1の364万7千円を一律負担するものでございます。

また、継続しての事業と致しましては、287番危険空き家の解体助成として、資料要求にもありました、追加資料の12頁にありますように、前年度実績では3件、

128万2千円でありましたけれども、5件分、5件分250万を計上をさせて頂いております。

もう1つ継続事業、継続しての事業として、288番災害備蓄品の整備ですが、定例会資料16頁のとおり、避難所運営に必要とされます避難所資機材及び生活必需品等を整備する経費として、昨年同額の300万を計上させて頂きました。

以上、簡単ですが予算関連の説明を終わりたいと思います。

続きまして、条例の一部改正について説明を致します。

初めに、議案書79頁の江差町課設置条例の一部改正について、でございます。資料では、19頁資料17の新旧対照表となります。この度の改正は、昨年12月定例会での一般会計補正予算で議決頂きました、認定こども園施設整備補助においても、ご説明を申し上げたところですが、令和2年4月1日から江差幼稚園が幼保連携型とする認定こども園として開設することに伴いまして、認定こども園を所掌する事務を町民福祉課において担うことから、条例に追加するものでございます。具体的な条例の内容につきましては、第2条の事務分掌において、分掌事務において町民福祉課の第5号に認定こども園を追加規定するものでございます。

次に、議案書では81頁の町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正についてでございます。資料では、20頁、資料18の新旧対照表となります。昨年12月定例会で会計年度任用職員に係る職員制度に係る関係条例の一部改正についての、議決を頂いたところでございますが、本年1月17日付けで、総務省自治行政局公務員課長より、会計年度任用職員に対するサービスの宣誓の取扱いについての、通知がありましたことから、改正をするものでございます。

改正内容につきましては、会計年度任用職員には、地方公務員法第31条に規定するサービスの宣誓が適用されることとなりますが、一般職同様に任命権者または、その代表者の前面での宣誓書への署名、これをさせる行為が必要、署名をさせる行為まで必要とはしないで、署名をした宣誓書を提出することで足りると、したものでございまして、再度の任用を行った場合にも、最初に提出したサービスの宣誓をもってこれを行ったもの、と見なすという改正でございますので、条例第2条に新たな1項を追加規定するものでございます。

最後に、議案書83頁の江差町職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。資料では21頁から30頁、資料19の新旧対照表となります。

この度の改正は職員給与につきまして、令和元年度を最後に独自削減を終了し、令和2年4月から全面回復をするためのものでございます。これまで残されておりましたのが、給料月額では給料表1から2級が1%、3から6級で3%との削減、通勤手当では2分の1支給、期末勤勉手当における役職加算では、課長職が15%を6%で、主幹職が10%を5%で支給となっております。これら3項目につきましては、当分の間という表現を用いながら附則規定をしていたところですが、この附則規定を削除すると同時に、附則別表第1として削減後の給料表も規定しておりますことから、これにつきましても削除をする内容でございます。なお、期末勤勉手当における役職

加算につきましては、規則での規定でありますので、職員の給与に関する条例施行規則においても、附則規定を削除することとしております。

以上、簡単ですけれども説明と致します。

(議長)

次、「財政課長」。補足説明。

「財政課長」(補足説明)

再び私の方から、監査委員費の方、ご説明申し上げたいと思います。

予算資料の10頁、73番と74番でございます。こちらの方も委員報酬の他、職員人件費や旅費、監査委員の活動に関する経費でございまして、例年と大きく変更となっているところはございませんので、説明は割愛させていただきます。

以上、宜しくお願い致します。

(議長)

はい。以上で、補足説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

質疑希望ありませんので。

(「ちょっと待って」の声)

(議長)

誰。「小野寺議員」。

(議長)

「室井議員」。

「室井議員」

はい。

2点、簡潔。まずですね、副町長に答弁してもらいたいんですが、議会運営委員会でですね、説明ありましたけど、2月28日の道新の報道、ね、新聞の中でね、これは、財政が好転したからね、職員の給与、元に戻すんだと。これは、そうでない、意図は違うんだというようなことで議運で説明、受けました。私はそう思うんですが、でも、こういうことを言ってるから、ある程度、こういうの、書くのかなと私思うんですけども、これ、認識はつきりしてもらいたいんですけどね、副町長、いいですか。これ、給料上げてんでないんだよ、給与。元に少しでも戻してんだよ。何年も我慢してきた職員がね、ね、戻してんだよ。多い課長で、この何年間でね、1千万近くね、削減されてるという話、私聞いてますよ。だからね、こうい

うのはね、副町長、覚えておいて。これね、事務方のトップとしてはね、こういう記事にね、書かれるってことはね、不本意だよ。これ本来はね、財政が厳しいけど、職員のね、士気に関わると。頑張ってもらうんだというね、そのぐらいのね、コメント出さなきゃ駄目だと思うんだけど、この辺については、出来る範囲でいいです。

では、2つ目。私の3問目の質問でですね、私は財政課題について3点程、ね、思っていること絞ってもらいたいといった。そんなね、人口が減ります、高齢化社会ねります、そういう答弁、私にしてるんですよ。そんなの私求めてないですよ。分かっていることですよ。皆、誰も分かった話だ。私は大事なものはね、ね、こういう財政が厳しい、ね、これからいろんな課題がある。でもやるべきことはやらなきゃならないんだと、ね、職員の皆さんにね、士気、全庁的にですね、いいですか。全庁的に財政と優先課題ね、何に絞るんだと、ね、そういうことを今、考えている。これが一番重要な課題だというような、答弁求めているのにですね、何ですか、あの答弁。人がいるの私分かってないと思うんですか。高齢者、増えて行くのは私認識ないと思ってるんですか。そういうことは私求めているんじゃないんだよ。そこが、意識に違いだ。ちゃんとね、しっかりね、事務方のあんたが、最高責任者のあんたがね、職員を全部掌握しててですよ、課題あると、でも、頑張れと、いう激飛ばすのがあなたじゃないんですか。答弁求めます。

(議長)

はい。「副町長」。

「副町長」

まず、1点目。じつは、議会運営委員会でも私、お話をしましたが、改めて本会議場でお話をします。その、独自削減の回復の記事が、財政状況が好転したかのような、記事で私のコメントが載ってございましたけども、私はその日のうちに、その新聞記事の社の方に電話を入れて、正確な状況についての確認は取りました。ただ、訂正記事等のあれについては、求めませんでした。で、かみ砕いて言います。16、7年間やってきましたけども、順次回復措置をとってきて、最後の段階の1%と3%、ま、基本給で言うとそういう状況になってきたと、それで、ま、当時のいわば、早期健全化団体の状況の財政状況からはそれは回復してきた状況でございまして、最終的には最後の段階に入ってきたということも含めてですね、職員の、当然です、士気も含めての気持ちはもってございましたけども、最終的には町長判断で回復をしたと、決して給与を上げたと、こういうことではございませんので、それらは組合交渉共々ですね、全職員にも課長会議でも周知したと、こういう状況でございまして。

それから2点目。室井議員のおっしゃってる内容について、町長も、私も事務方のトップとして、少し認識違うんでないかという視点もあるのかも知れませんが

も、まさしく、この、後回しにしてる訳ではなくて、当然、財政状況の中期、短期というか見通しを立てる訳ですけども、優先課題が、2点程、3点程、出されてございますけども、それらの優先課題、これを何年度にどうのこうのって、表せるものもありますけども、表せないものもありますけども、これらは、平成、令和2年度の中で、庁内の中で、中期的な財政状況の見通しも含めた中で優先課題の庁内議論は、きちっとさせて頂きたいと、このように思ってます。以上です。はい。

(議長)

はい。小野寺議員いいんですか。やめるんですか。

はい。「小野寺議員」。はい。「小野寺議員」。

「小野寺議員」

費目で言うと、災害対策費、もしくは、職員の動きのことあるから、総務管理費、ということになるでしょうか。具体的に言うと新型コロナウイルスの関係で、今言った費目の件で3つお聞きします。

まず、災害対策費で備蓄の関係、資料も含めて出ております。ま、これはこれで、引き続き頑張りたいということになりますが、この中で、新型コロナウイルス、議長、恐縮ですが、これは、予算付けというのは、これからどうなんだという立場で、ちょっとお聞きしたいんですが、特にマスク、これ健康推進課でももう少し聞きたいと思うんですけども、総務課の方でどこまで抑えているかですが、マスクは医療機関も福祉関係、介護も含めてひっ迫しております。ま、それはそれとして、今、全道的にも自治体の中では備蓄しているマスクを町が備蓄しているマスクを、一定程度必要な部分を医療機関だとかに回すと、配布すると、そういうところも出ております。

質問、質疑。江差町として、今、それは、備蓄ということであるのかないのか。併せて、町職員の中も相当ひっ迫しているということも聞きますけれども、併せて、マスクの状況についてお聞きしたい。今後の考え方もあれば、含めてお聞きしたい。これが、1つ。

それから、2つ目。総務管理費というか、一般管理費というか、町職員の体制の中でお聞きしたいと思いますが、これも、新型コロナウイルス。体制でこの間、説明ありましたが、対策本部、これは、法律上は、今、国会でまさしく論議になりましたが、江差町でも平成28年度に作った、江差町新型インフルエンザ等対策行動会、行動計画、条例も作られておりますけど、それでも私はいいと思うんだけど、国は、別だと言っておりますが、江差町の今の対策本部は、どういう位置付けでやっているのか、併せてその対策本部、今、現状どういうふうにいるのか、しよちゅう、本部会議ということになるのか、もう少し、カーブの部分があるのか、今、日々刻々、全国的な動き、政府、それから北海道、この檜山、いろんな情報をしっかり皆さん方で、同じように共有するだとか、対策を打つとか、やってると思

うんですけれども、今動き、その体制についてもお聞きしたいと思います。

最後。この問題は、本当に町民の方々が非常に不安な思いで、いる方が多いです。特に高齢者、1人暮らしの方。私も時々、電話来て、あ、それだったら、こういうふうにした方がいいよ。とかって返しては、いるんですけれども、先立て町広報には、間に合わなくて、全戸配布、先程も説明ありました、これはこれで、的確な情報だと思いますが、先程言った、日々動いている部分もあります。これからどうなるかも分からない。引き続き的確な情報を住民に知らせると、そういうことを是非、日々の本部会議の中でも計画的に考えて頂きたい。どっかの時点で、タイムリーに情報を出す。今後、まだまだ広がる可能性もない訳ではない、早く、終息して頂きたいんですが、検査していないから数字出てないだけ、です。そういう部分も含めて、3つの点について、お聞きしたいと思います。

(議長)

「総務課長」。

「総務課長」

3点についてのご質問でございました。1つ目が、災害備蓄としてのマスクの備蓄でございますが、現状で災害備蓄としてのマスクの備蓄はございません。次年度での備蓄整備の中で、マスクの備蓄につきましては備蓄対応出来るよう、検討をして参りたいというふうに考えております。

2つ目の、2つ目の本部、対策本部設置の位置付けでございますけれども、対策本部設置要綱を制定致しました上です、現状対応しているところでございます。対策本部の動きでございますけれども、現状の課長会議を、まずは連絡調整会議として更に感染症対策本部へと引き継ぎを致しまして、現在まで計4回の開催をしております。また、コロナウイルス全般の、全般や個別の対応につきましても、3役含めての関係課協議を行った他、課単位、係単位での連携支援への協議も数多く行っている現状でございます。その中で、職員としての行動指針というものを作成を致しまして、現状での対応、それから濃厚接触者が確認された場合の対応、感染者が確認された場合の対応ごとのですね、職員の動きを含めた各課が行動すべき事項につきまして、迅速に対応することを目指すというところでございますので、今後におきましても、この行動指針を基に行動をして参りたいというふうに思っております。

最後に、町民への周知でございますけれども、これまで広報で1回、直接的な全戸配布を1回させて頂きました。今後仮に、町内で感染者が確認された場合につきましては、もちろん全戸配布での対応をして行くこととなりますけれども、町民の皆さんへ正確な情報を発信するという事は、重要なことだというふうに考えておりますので、必要に応じましてタイムリーに全戸配布して参りたいと、いうふうに考えております。その他、ホームページであったり、例えば、消防吹鳴装置の活用で



あったり、更には広報車を駆使しながら町民の皆さんには、周知をして行くことを内部で確認をしているところでございます。

以上です。

(議長)

いいですね。次、「飯田議員」。

「飯田議員」

職員の給料条例廃止の、条例の件でございますけれども、ただ今、室井議員からのそういうような質問がございました。確かに、ま、17年、8年、職員の方には給与削減して本当に、こう職務に当たって頑張ってもらった。それは大変その部分では、私は評価致しますけれども、ま、江差町が置かれている経済状況、このコロナウイルスの関係、特殊な状況ですから、これは、ま、こちらに置くとしてもですね、やっぱり、今年予算、財調3億5千万、昨年基金を取り崩して予算を組んで、実質公債費比率66.7%、決して他町と比べて財政状況は、肩を並べている状況ではない訳でありますよ。そういう中で、やっぱり、ま、町長が職員との労使交渉によって、ま、その削減幅を元に戻すと。結果的に今年度予算で、1,900万、2千万近い歳出増になる訳でありますけれども、この増加になった2千万近い財源を何かで充当するのか、普通民間であればですね、出た部分についてはどっかを削って当てるとか、そういうような発想になるんですが、そういうような財源手当てがあるのかどうか。

それから、私資料要求で頂きました、ラスパイレス指数で他町との比較っていう部分であります。ま、国の公務員給料と比べて、江差町の職員の給料の状況でありますけれども、現行で95.8%、ま、これは条例を制定して元に戻すとすれば、98.5%、ま、管内的にもトップクラスの今度、ま、ラスパイレス指数で行くと、給与状態になる訳ですよ。私はやっぱり、こういう状況を鑑みた場合ですね、せめて一般職は元に戻しても、管理職については、もう少し、我慢してもらおう。猶予をする。そういう2段階方式があってもいいんでないかと、今の江差町の財政状況、ラスパイレス指数で他町の比較から見て、この辺検討した余地があるのかどうか、2点質問します。

(議長)

はい。「財政課長」。

「財政課長」

まず、財政の方に関係する部分で、私の方からご答弁申し上げたいと思うんですが、職員の給与独自削減を回復した部分の財源手当てってことでございますけれども、特定の財源を充当していると。そういうようなことではございませんで、全体

の中で一般財源の充当となっていると。どこかを削ってとかってことは、この予算編成の中ではなかったと、いうことをご理解頂きたいと思います。

それから、財調3億5千万、それから実質公債費比率が16.7という状態で、回復ってことなんですけども、私としましてはですね、これまで、職員のそういう独自削減っていうような協力のおかげで、苦しい時も1千万、2千万の財源を満たしてくれた、というふうな、スタンスで捉えております。3年程前になるんですけども、実は、全国のですね、月刊財務というところから、取材を受けたことがございます。その早期健全化団体に陥った団体のその後、ということで取材を受けたこと、あるんですけども、その際に感心してもらいました。まだ、独自削減続けられているんですね。大抵は、率が良くなった途端、全て回復してますよと。ずっとやってらっしゃると。そういうことで、まだまだ財政として、そんなすぐ好転してる訳でもないですので、そういったふうな取り組みをして来たとして、そういう職員の協力、ご理解の元に、1千万でも2千万でもという財源を、これまでも生み出してくれたと、そういう私は、位置付けで見えておまして、確かに、今、収入不足で財調に手、付けておりますけれども、そういった歴史とか見ますと、最終的には町長判断でございますが、本来、もっと、早くと言ったらいいんでしょう。本来、もっと早くと言ったら変ですけども、これまでも、頑張ってもらったのでってことで、一区切りということで、回復になったんだらうと、そういう判断になったのかなと、財政としては思っております。

(議長)

はい。「総務課長」。

「総務課長」

削減の対象を管理職だけでも良かったのではないかといいことをございましたけれども、逆か。すみません。管理職につきましては、管理職手当も長年やって来てございました。そして、若い世代の方々につきましては、1級、2級ですけども、3級から6級以上の職員との差につきましては、差を付けながらやって参りました。そして、この削減幅を上げる、下げるに当たっては、同様同率の中でずっとやってきたところでございます。そして、管理職手当も長年やってきたというところで、今回の全面回復につきましては、全ての職員を単独でやったと、一緒にやったというところでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

(議長)

はい。それでは、「薄木議員」。

「薄木議員」

はい。

難しいの終わったんで、簡単なものから。

51番、珠洲市との今年の交流事業の内容をちょっと教えて下さい。

「総務課長」

珠洲市の交流につきましては、今年度、隔年で、珠洲市から来る、江差町から行くという中で、今年につきましては、江差町から珠洲市の方に派遣するという内容でございます。

「薄木議員」

それだけ。

(議長)

いいですか。

「薄木議員」

中身、何もないんだ。ただ、行くってだけしかないんだな。

「総務課長」

行った上でですね、あちらの方で珠洲市の方で子どもたちの交流等も含めまして、やっけて行くという内容でございます。

(議長)

いいですね。他に質疑希望ありませんので、議会事務局、総務課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、所管並びに予算並びに関連議案について、質疑を終わります。

(議長)

説明員入れ替えのため、暫時休憩致します。

※休憩中

(議長)

休憩前に引き続き、会議を再開致します。

次に、まちづくり推進課所管、予算並びに関連議案について、一括補足説明を求めます。

「まちづくり推進課長」。

「まちづくり推進課長」 (補足説明)

それでは私の方から、令和2年度のまちづくり推進課所管の予算について、ご説明致します。予算書を活用せずですね、こちらの各会計予算資料の方でご説明を致したいと思っております。それと併せて、今般の説明につきましては、新たな事業、あるいは、取り組みが少し内容が変わった事業、あと本定例会で議決をお願いしている案件、この点に絞ってご説明をさせて頂きたいと思っております。

それでは資料の9頁をお開き願います。資料の9頁、企画費中、まちづくり推進課所管の事業はNo.32番から42番まででございます。この中で変わったところを説明します。初めにNo.33番の北の江の島構想、魅力、賑わい、創出モデル事業であります。昨年度同様にマリンスポーツの振興や寺子屋売店の運営を行う他、本年度新たな事業として北の江の島構想VR作成コンテンツ委託事業を実施して参ります。本定例会の資料No.3をちょっと見て頂きたいと思っております。本日、机上配布させて頂いたものでございます。こういった資料でございます。はい。説明させて頂きます。具体的な内容についてですが、北の江の島構想を構想段階から、いよいよ、実行段階へと進めるに当たって、目的に応じた空間情報の可視化とシステムの構築を行います。議論の過程における様々な意見などを組み入れた空間の活用方策について、瞬時に画面上で切り替えしたり、あるいは、立体的に計画空間を動き回ったり、更には建物の中の様子や外構、植栽、ベンチの置き場所等などまで、時々の課題に合わせたデータシステムを構築するものであります。事業のコンセプトは資料に記載のとおり、3D空間の中で計画を検討します。そして、プレゼンテーションが可能な事業推進ツールの作成を目的としております。本年度の委託事業の中身でございますが、具体的には国土地理院の地形データを基に、検討エリアの地盤データを作成します。

2つ目。南埠頭周辺一帯の施設の配置や、ボリューム感などを瞬時に表現できる3Dデータを作成して参ります。また、マリーナ側緑地公園や、交差点改良などのイメージ感を表現する将来イメージ図を作成して参ります。

最後に、このようなレイアウトの変更などについて、職員がパソコンで操作可能なアプリケーションの構築を主な事業内容としております。こういったものを作り上げることによって、北の江の島構想がいよいよ、構想から基本計画に向かう一助として行きたいと、我々、考えております。北の江の島構想、魅力、賑わい創出モデル事業全体で589万のうち、300万をこのVR作成コンテンツの方に、もって行きたいと考えております。財源確保対策として、道の地域づくり総合交付金の活用を予定しております。

次に、No.36番のまちづくり推進交付金です。定例会資料の2番、15頁をお開き願います。定例会資料の2番の15頁、資料No.は37番でございます。新たなまちづくり推進交付金の概要について、を基にご説明致します。制度の趣旨でございますが、これまでのまちづくり推進交付金は、総合戦略をけん引するものとして、制度設計されておりましたが、先程申し上げましたとおり、今般の新たなまちづくり推進交付金は、第6次の総合計画や第2期の総合戦略を形にするため、総合計画

の基本構想の中のあるまちづくりの目指す姿のキーワードをベースに、皆で作る自分達ごとのまちづくりをコンセプトに据え、町民や団体などの多様な取り組みを、取り組みや、活動を支援し、しいてはそれぞれが誇りをもってまちづくりに参画しているといった、いわゆるシビックプライドの醸成に繋げて行きたいと考えております。制度のポイントですが、これまで実施して来た若者交流促進事業、美しい村活動推進事業、イベントなどに活用されてきた一般事業を、様々な町民や団体が活躍するシーンを創出する地域交流推進紡ぐ事業、を新たに創設致しました。また、地域の潜在的な支援をふるさと納税返礼品に結び付けるべく、ふるさと納税返礼品拡大支援事業を新たに実施して参ります。一方で、ハード系事業につきましては、宿泊施設整備促進事業、産業基盤強化施設整備促進事業を廃止し、これまで起業創業に限り活用出来た空き店舗等再生促進事業をコミュニティー活動も活用出来るようにしたと、いうことでございます。こういった中で、多くの町民や団体の皆さんが今度は、活躍出来るステージを作って参りたいと考えております。予算額は、1千万円を計上しているところです。

最後になります。本定例会で皆さんに議案第15号で、6次計の基本構想の議決をお願いしております。定例会資料としては、133頁からなる対策となる計画の本体がありますが、1枚ものの概要版も提出してございますので、定例会資料の16番でございます。第6次江差町総合計画（概要版）、17頁にあります。こちらで若干説明をして行きたいと思っております。資料の17頁でございます。初めに、これまでの策定過程ですが、昨年の7月から本年の2月までの間に、5回の審議会の開催をし、町民ワークショップ開催、更には産業別の懇談会を開催して参りました。幅広く各層の意見を拾い上げ、去る2月21日の審議会終了後、審議会の会長から町長へ答申を行っております。またこの間、議員の皆様にも2回の特別委員会を通じて、基本構想の作りや、他の計画との整合性などについてご説明をして来たところであり、詳細な計画の説明は割愛させていただきますが、基本構想のポイントとしては、今般の6次計画につきましては、第2期の総合戦略も併せて策定されているということ。計画の期間は、総合計画が令和2年度から11年度までの10年間、総合戦略については、令和2年度から6年度までの5年間としております。また、策定に当たって江差町の現状を概況、人口世帯、終了状況、産業といった分野において、国勢調査や各センサスなどを活用しながら、分析しております。本町の特性と主要課題として、人口減少や担い手不足、賑わいある市街地の形成、公共交通の利便性の向上、インフラ整備、財政基盤の脆弱化など、6つの視点を上げております。基本構想におけるまちづくりの目標であります。誇りある暮らしを未来へ紡ぎ、皆で作る自分たちごとのまちづくりとし、総合計画全体の目指す町の姿を記しています。向こう10年間のまちづくりの目標は、資料にあるとおり、産業の振興や繋がりのある地域、人づくり、安心して暮らせる生活環境や、町民とのパートナーシップによる行政運営など4つの指標が抱えられております。それらを具現化する政策の体系が、図に示す体系となっております。また、今般の総合計画につ

きましては、個別計画との整合性を図った他、2015年の国連サミットで採択された2030年を期限とする、SDGsとの調和をとった計画策定に努めたところであり、今後は、町長の執行方針にも記載してありまして、これらの計画の具現化に向け、しっかりと町内で議論を重ね、確実な施策の実施に結び付けて参りたいと考えております。

以上、まちづくり推進課所管の令和2年度予算並びに本定例会に提案している議案に説明を終わらせて頂きます。宜しくお願い致します。

(議長)

説明が終わりましたので、一括質疑を受けます。  
質疑希望ありませんか。

(議長)

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

はい。議長。

2つお聞きします。最初の方で説明ありました、北の江の島構想VR作成コンテンツ委託事業の件について、お聞きします。資料で説明頂きました。ちょっと、分からないというか、北の江の島構想そのものはまだ、今後、目鼻付けると、いうことになります。ただ、このVRで先々のことを、可視化と言いますか、VRを使って将来的なことということでもあります。とは言っても、今これから北の江の島構想をどうするかということをもっと、議会も質疑もさせて頂きながら、進めて行くことになるんですが、この将来イメージの作成、マリーナ側緑地公園や、交差点改良等のイメージ感は、具体的にどっから引っ張って作ろうとしているのでしょうか。当然、北の江の島構想の論議がまったくなく、ただ、VRで終わるのであれば、どういうイメージを作って、やっても構わないんですが、今、正しく、例えば、交差点の改良の問題で言うと、委員会で、今特別委員会、もしくは、その前の総務常任委員会でもいろんな論議して、特に当時の委員長である、室井議員からもいろんな、議員としての発案と言いますか。いろんな論議されている中で、どういうイメージをまず、この事業の中でやろうとしているのか。場合によっては、一定のイメージ、もう作られているんですか。いずれにしても、それ、ちょっと教えて頂きたいと思います。

それから、2点目。総合計画なんですけど、中身やってると、日暮れちゃうから、1点だけ。人口の問題なんです。前に、総合計画等特別委員会で、少し、質疑させて頂きましたが、どういう計画を作るにせよ、5年後、10年後、20年後、ま、40年ったら、なかなか、あれですけども、少なくとも、どういう人口を目指すか。それによって計画を作っていくと。ましてや、今、他の計画との整合性と言

ますか、であれば、なおさら。前も言いましたけれど、社人研の本来だったら、これぐらい人口減るけれども、頑張っってそこまで減らさない。それが総人口の目標だという話、しました。5年後で言うと、総人研の推計よりは、800人多い。10年後ですと、千人多い。それだけ努力する。頑張るということですね。その努力目標というのは、どれだけのものが、担保、担保というか、総合戦略だけだっって言うなら、まだいいんですよ。国のお金をとるために、そういう計画作るというものないわけじゃない。だけど、今回、総合計画とドッキングしてしまった。他の計画と整合性をもつたら、介護保険の計画とか、子育て計画だとかも、全部、これで推計していくんですか。そんな無茶なこと実際上無理だと思うんですよ。だから、この総人口のおさえ方というのは、どういうふうに考えてたらいのか。2重の人口を作るといふことなのか。改めて、ちょっと、本会議でお聞きしたいと思います。2つです。

(議長)

「まちづくり推進課長」。

「まちづくり推進課長」

まず、1点目のですね、VR、どういうイメージで進めて行くかということですが、まずは、議員の皆様にも、これまで、北の江の島構想の大きなゾーニングの考え方につきましては、ご説明してきたと思います。1つは、南埠頭の活用を考えましょうということ。あと、交通のハブ、あるいは物流の拠点、交流の拠点、こういったコンセプトの元に交差点の改良も少し、検討しなければならないという、あるいは、開発さんの方に要請をすると、いう事項になっていたと思います。今回のVRは、南埠頭全体のまず、16,000㎡あるそうです。16,000㎡の中の空間の活用を、どういうレイアウトにするのか、あるいは、こういった高さになると、こういう視点で鷗島、見えなくなりますよとか、いろんな使い方があるといふ事です。それを、これまでは、コンサルにお願いすると紙ベースで出てくるまでに、3日も4日も過かったということです。1枚に対しても、相当な費用が掛かったということです。それが、今回は、皆さんの意見を聞きながら、瞬時にいろんなことがやれるということが、1つあります。それともう1つでございます。交差点改良のイメージ、どのように思っているかということですが、まさしく、様々な角度の、R解消なのか、あるいは、信号機を付けたらどうなるのか、あるいは、今ある建物、なくなったらどういうビューになるのか、そういったものも今回のVRでは、臨場感をもったものに出るといふことです。それをやるために、国土地理院のデータを取り込んで、高低差も全て出すということです。それによって立体的に皆さんにいろんな、真意をお見せすることが出来る。あるいは、検討の1つのもことになるというような、ことを想定して、今回、やって行きたいと思っております。

それと、総合計画の人口ビジョンの関係でございます。特別委員会の方でも、小

野寺議員の方からいろいろとお話がありました。本年度、2020年度、実は、ご承知のとおり、国勢調査が実施されます。国勢調査の状況を踏まえながらですね、もし、社人研、あるいは、我々の今回の人口ビジョンと大きく乖離があるのであれば、そこは適宜、我々も修正も考えていかなければならないだろうなど、思っております。ただ、この間、策定審議会の中でも議論されましたが、現段階で社人研とあるいは、直近の住民記録台帳、そして、尚且つ、この中で65歳未満の生産年齢人口が、若干、社人研よりも増えてますよといった、この5年間の処方箋が少し、利いているといったことを踏まえながらですね、平成27年に策定した人口ビジョンを踏襲して行きましょうというのが、策定審議会の議論でした。決してこれをコンクリートしてですね、今後10年間進むということではありません。適宜、状況が変われば、それはそれに合わせながらですね、皆さんと議論して、変えて行くという柔軟な対応はして行きたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思っております。

「小野寺議員」

議長。

(議長)

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

見直して行くのは分かったんですが、いずれにしても、いずれにしてもですよ、総人口の目標、江差町として、こうやって人口を増やして行くと、Uターンだとか、Jターン、Iターンなども含めて、毎年、30人、30人で、60人ですかね。毎年60人増やして行くので、社人研でいう人口よりは、増やすんだと。っていう総人口については、これは、江差町として諸計画の共通目標として行くということですか。そこをお聞きしたいんですよ。というのは、目の前に次の計画作んなきゃなんない。さっき言った介護保険事業計画もそうですね。あれは、もう、厳密な計画、策定しなきゃなんないんですよ。いやいや、人口を増やすからその人口を増やすということで、介護保険事業計画、作るんですか。到底、私、そう思えない。子育て計画だって、そうですね。だから、そこは、総合計画で出す以上は、しっかりとした、ましてや、Uターン、Jターン、Iターンで、率直に言って、これだけで人口増える事は、なかなか、厳しい。と書きぶりが違うんだらいいんだけど、書きぶりは、それで人口を増やすんですね、これね。この書きぶりは。だから、そこはね、計画だからいいんだではなくて、いろんなものに全部関わって行くという事も含めて、私としては、ちょっと率直に、お聞きしたところなんです。そこで、もし、ちょっと何かあれば、また。

(議長)



「まちづくり推進課長」。

「まちづくり推進課長」

総合計画の中に、記されている人口ビジョンにつきましては、あくまでも、総合戦略人口ビジョン、一体となったものでございます。これは、地方創生というキーワードの中で、策定されるものだということです。我々が一番、この人口ビジョンの中で、注視したのは、2060年ですか、東京が、この国が、高齢化率39.9以内に収めましょと、いう数字があります。そこに、江差町も並べることによって、江差町も今後も、持続できる街になるということを目指すというのが、人口ビジョンの一番の目的であります。手段については、確かに議員おっしゃるとおり、UIJターンで、毎年、そういった数を増やすというは、少し無理があるのかも知れませんが、あえて地方創生総合戦略という名の元に、こういう挑戦的な矢を打って行くというのが、今回の重点施策の考え方でございますので、ご理解願います。

それと、各これから、介護保険の計画、なども始まりますが、ベースにつきましては、おそらく計画の直近の数字を8期の介護保険計画では、活用して行くんだろなど、考えております。あくまでも、希望観測的な数値をですね、使って、計画というのは立てられないと思いますので、そこは、所管課ともしっかりと議論をしてですね、適正な数字で計画を立てるように求めていきたいと思っております。宜しくお願いします。

(議長)

いいですね。

(議長)

はい。他に質疑希望ありませんので、まちづくり推進課所管予算並びに関連議案についての質疑を終了致しました。

説明員入れ替えのため、暫時休憩致します。

※休憩中

(議長)

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開致します。

次に、財政課、税務課、所管予算並びに関連議案について、一括補足説明を求めます。

「財政課長」。

「財政課長」 (補足説明)

それではですね、関連議案の方、先に説明させて頂きたいと思っております。

まず、議案第14号でございます。議案書75頁となります。一般会計の予算編成において、生じた財源不足に対して、財政調整基金を取り崩して繰り入れをするため、財政調整基金の設置、管理、処分に関する条例の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。取り崩す額は3億5千万円、時期は令和2年度中となりますので、宜しくお願い致します。

続きまして、議案第19号でございます。江差町公営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。議案書は、86頁をお開き願いたいと思います。また資料は、31頁の改正の概要と32頁からの新旧対照表となります。ここで、大変申し訳ありませんが、資料の訂正一箇所、お願いしたいと思います。新旧対照表でございますが、33頁で下線がされていない箇所が一箇所ございました。左欄改正案の方では、第11条第3項の一行目、前項、それから、空白があるこの3文字のところと、右欄原稿の方では、第11条第4項の一行目、第2項に下線がありませんでした。大変申し訳ありませんでした。

それでは、内容を説明させていただきます。資料31頁の改正する条例の概要について、説明させていただきます。改正の主な内容は、大きく2点となります。1つ目は、民法の改正に伴う、連帯保証人に係る規定の改正でございます。2つ目は、認知症患者等の収入申告義務の緩和に関する規定の追加となるものでございます。1つ目の連帯保証人の関係でございますが、民法の一部が改正され、令和2年4月1日から個人の根保証については、極度額を設定しなければ、連帯保証が無効になることとなりました。町の対応と致しましては、連帯保証を廃止する。また極度額を設定して、連帯保証を継続する。この2つの選択肢となる訳でございますが、内部で検討協議した結果、連帯保証を廃止するものとしたものでございます。廃止を選択した理由と致しましては、人口減少、高齢化が一層進行し、連帯保証人を確保することがますます困難となること。公営住宅であるという性質に鑑み、連帯保証人を確保出来ないことで、入居出来ないといった事態が生じないようにして行くことが必要であること。更には、極度額を設定した場合、新たな債権管理事務が発生すること。簡単に言えば、この3点ほど、となるものでございます。それから、現在、入居している方の連帯保証人については、改正後に連帯保証人が不要で入居する方と、不均衡となりますことから、解除することとしております。それと、単身高齢者の孤独死が当町におきましても、発生しておりますことから、連帯保証人とは別個に、緊急連絡先の提出を求めることとしてございます。2つ目についてですが、いわゆる地方分権一括法の平成29年度第7次の改正におきまして、認知症である方などの収入申告義務が緩和され、それらの方々からの収入申告等が困難と認められる場合、事業主体、町でございますが、事業主体が官公署の書類の閲覧等により、把握した収入で当該入居者の家賃を定めることが可能となったことに伴います、町条例の改正でございます。一括法の施行の当時、町営住宅入居者に該当者がいなかったことから、当時、条例の改正を見送ったものでございますが、今後、そういうようなケースが生じて来ることも想定されますので、遅ればせながら今般、

改正をするものでございます。その他と致しまして、寡婦の追加や法の規定に基づく収入調査などの規定の改正を行ってございます。具体的な改正の箇所や条文につきましては、31頁の表と32頁以降の新旧対照表をご覧願いたいと思います。最後に施行日でございますが、令和2年4月1日としております。公営住宅条例の一部改正の説明については、以上となります。

続きまして、財政課所管の予算の説明をさせていただきます。予算資料の方で説明をさせていただきます。

新規事業、大きく増減した内容を中心に説明致しますが、まず、資料8頁の12番基金積み立て、18番地方公会計整備推進から9頁27番までは、例年どおりの内容となっております。

28番役場庁舎議場冷暖房空調機整備は、新規事業となります。現在の議場の冷暖房設備ですが、老朽化し故障も多くなってきておりますことから、冷暖房ともに十分にきかなくなってきました。補修するにも、部品等も調達が困難となっております。新たな設備への更新が必要となって来たところですが、経費が多額のため、事業所用のエアコン4台を議場に設置することとしたものでございます。

次に、29番町有施設PCB処理対策も新規事業でございます。町有施設のPCBの含有調査と廃棄処理の経費となっております。含有調査でございますが、蛍光灯安定器の調査で、基本的には職員がそのほとんどを行うこととしてございますが、高所作業車が必要な施設がございまして、その部分を委託する調査経費でございます。また処理は、現在保管している変圧器などの運搬、処理する部分の委託費となっております。

次に、30番、柏町旧教職員住宅解体も新規事業でございます。資料11頁となります。町営住宅柏団地のところにある、旧教職員住宅1棟の解体経費でございます。

31番、土地開発公社でございますが、江差町土地開発公社の金融機関からの借り入れの償還に対する補助でございます。償還は令和4年度まで残っておりますが、令和2年度中に繰り上げ償還をし、令和3年で解散をすることとしてございます。繰り上げ償還をすることから、前年度より、1,023万6千円の増となっております。

43番の過疎地域自立促進基金積み立てと、44番は例年どおりとなるものでございます。

次に、11頁でございます。80番集会施設管理、それから12頁、125番、児童館管理、これについても内容につきましては、例年どおりでございます。

次に、17頁、246番鷗島公園管理と、1つ飛んで、248番逆川森林公園管理は例年どおりでございますが、247番江差マリナービーチ運営事業が、420万円ほどの増となっております。増の内容は、例年海水浴場開設に関わる経費ということで、えびす浜砂浜整地の係る経費を計上してございましたが、例年は防波堤側に溜まった砂を整地するだけでございましたが、今回からは砂を取り除くことと

しており、その運搬等の経費を見込んだことで、増になったものでございます。

次に18頁、275番でございます。都市公園管理、えぞたて公園の故障している街頭2基の修繕と茂尻児童公園の車止め3基の設置を計上し、およそ100万程度の増となっております。

次に、278番、公営住宅維持管理でございます。資料13頁の陣屋団地消防設備受信機でございますが、モニター等の故障のため交換をする他、前年度に引き続き資料12頁の陣屋団地4号棟の防火扉、こちらは4基の交換、14頁の方は陣屋団地受水槽ポンプ室配管改修、こちらの方引き続き実施することとしており、全体としては300万円の増となっております。

279番公営住宅管理事務は例年どおりでございます。280番、公営住宅長寿命化対策、南ヶ丘第4団地の長寿命化でございますが、資料15頁となります。南ヶ丘第4団地2棟10戸の屋根、外壁の改修工事の実施と翌年度に同様の工事を予定している住宅の耐力度調査が内容となります。

281番、陣屋団地集会施設管理は例年どおりで、282番、公営住宅長寿命化計画策定でございます。公営住宅の長寿命化を図ることによって、維持管理経費の縮減や良質なストックの供給をして行くため、長寿命化の方針や団地別の事業手法などを記載した計画を策定するもので、業者への委託の経費となっているものでございます。計画期間は、令和3年度から12年度までの10年間となります。

次に、21頁354番と355番、公債費の元金と利子でございます。元金は、前年度より1,300万円ほど減となり、利子は前年度から780万円ほど減となっているものでございます。

356番から359番までは例年どおりとなっております。

一般会計歳出は、以上でございます。

それから、港湾整備事業特別会計も所管してございます。予算資料の方は、38頁となります。予算構成表でございます。こちらの方も内容につきましては、例年どおりでございます。維持管理に係る保守経費、あるいは修繕経費、そちらの方を計上しているものでございます。

以上、簡単でございますが、財政課の予算説明とさせていただきます。宜しくお願い致します。

(議長)

はい。次に「税務課長」。

「税務課長」(補足説明)

それでは、私の方から税務課所管の予算について、説明を致します。

まず、歳入予算の1款、町税につきまして説明を致します。予算書の8頁、事項別明細については、22頁から23頁が町税に関するものでございます。町税の収入総額につきましては、7億9,085万8千円を計上し、前年対比で1,863

万7千円、3.41%の増となった所でございます。これにつきましては、固定資産税における償却資産等の経年評価により、減となる一方で、個人町民税及び法人町民税は近年の収納実績等から、収納率等の見直しを図りまして、予算の中で増となっているものでございます。

また、たばこ税につきましても、税率改定等が行われまして、これに伴う増等が主な要因となっているものでございます。

続いて、歳出についての説明でございます。予算書の58頁から61頁でございます。予算資料は10頁で、事務事業が、No.55から63までになります。まず最初に、2款1項10目の税務総務費ですが、予算資料No.55の諸費における町税等過年度還付金につきましては、予算額のうち300万円を町税分と計上しているところでございます。

それと、2款2項の税務総務費につきましては、No.56の固定資産評価替え委託につきましては、令和3年度の固定資産評替えに向けて、令和元年度、それから令和2年度、2年間で評価の基準値鑑定を行う経費としてございます。

また、No.57、No.58の事務経費等につきましては、昨年と変わりはありません。

続いて、2目の賦課徴収費ですが、事務事業内容は例年と変わりはありませんが、課税電算処理業務におきまして、固定資産の評価替えに向けた処理業務として、77万円を加えてございます。

また、軽自動車税の環境性能割りの賦課徴収の取扱い費等も、新たに計上をしておりますが、昨年、実施した滞納管理システムの元号改修の終了によりまして、前年比で153万円の減となっております。

以上、簡単ですが、一般会計に関する内容は以上となります。

続いて、国民健康保険特別会計における税務課関連の予算について、説明を致します。

予算書の144頁、145頁が国民健康保険税に関連するものでございます。国民健康保険税の収入総額につきましては、1億2,613万4千円を計上し、前年対比で1,033万4千円の減となった所でございます。減少の要因としましては、北海道に納付する国保事業費納付金額の減少に伴い、必要な保険税額が減少しているというような事が大きな要因でございます。

次に、税務課所管の歳出部分ですが、予算書の148頁から151頁の中の、1款2項1目の賦課徴収費ですが、こちらにつきましては、渡島檜山地方滞納整理機構の負担金の徴収実績比率等により、一般会計と按分しておりますが、国保税の徴収比率が昨年に比較して、低かったことなどから負担割合が減少している他、事務経費の削減などにより、前年比で44万程の減額となっております。

また、1款4項1目の収納率向上対策事業費につきましては、先程も一般会計でありました滞納管理システムの元号改正が終了したということで、昨年度から17万程の減となっておりますが、事務費については、昨年度、前年度同様の予算計上

となつてございます。

以上簡単ですが、国民健康保険特別会計における税務課所管の内容となつてございます。

以上で、予算の説明を終わらせて頂きます。

(議長)

説明が終わりましたので、一括質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

はい。2つお聞きします。

はい。2つに絞ります。

1つは、何と言つていいんでしょうか。遊び場、公園と言うか、ですね。それから2つ目に町営住宅、公営住宅の長寿命化計画、2つ、お聞きします。まず、公園なんですけど、前に総合計画の特別委員会でもお話したんですが、今、総合計画見てるんですけども、ご存じのとおり、総合計画の中では、27という項で、総合的に公園の項を起こしたと。これは、前回、特別委員会でも、評価した側面の1つなんですけど、こういう観点で、やりますよと、でも、これ、財政、お金付いたり、あしたりこうしたりは、今、財政課長、説明した部分は、基本的に財政課の方で、どここの公園のトイレだとか、ベンチだとか、子どもたちがどうだとか、基本的に財政課で全部それ判断してやるんですか。それとも、子育ての部分だとか、高齢者が憩うだとか、地域の状況だとかって言うのは、いろんな課にまたがっている部分もありますよね。総合計画で、これ1つでしっかりとした、まとめました。どうすると。じゃあこれを実行するのは、財政課だけでやるんですか。それとも、関連課ときちんと子育ての関係、高齢者が憩う、北部地域はどうする、などなどは、本当にトータルとしての総合的な整備になると思うんですが、どういう仕掛けで走ろうとしているのか。ましてや、総合計画でこういうふうに位置付けられたと。それちょっと、お考えをお聞きしたなと思います。これが1つです。

2つ目。町営住宅なんですけど、ちょっと課長、教えて下さい。今度作る計画は、令和3年度ですから、要するに令和3年度から走る計画を令和2年度の1年間で作ると。そういうことだと思うんですが、この間、本当に苦労されています。これから、益々、苦労する。人口も減っている、それから、入居者は高齢化がどんどん進んで行く。いつまで住み続けられるのか、その住宅がいつまでもつのか、などなどなど。ちょっと手法をお聞きしたいんですが。実は、総務常任委員会でも、これで、起こしていますので、詳しくは、また、総務常任委員会だと思うんですが、基本的なことをお聞きします。入居者の状況だとか、どういうふうに例えばアンケートをとったりですね、相当状況調べなかったら、全体の個数をどうする、減らすと

ということになると思うんですが、それからそこに住み続けられるのかだとか、どういうふうにこの1年間で、状況をしっかり調べて、そして来年度からよういドンで走る計画を作る。相当のものを、これ、委託、委託業者にもう丸投げ。地域の状況というのは、どういうふうに反映するの、などなどなど。非常に心配なことがあるんです。それちょっと、お聞きしたいと思います。

(議長)

「財政課長」。

「財政課長」

まず、1点目の公園に関してでございます。遊具という観点からしますと、確かにいろんな、課に、例えば学校の遊具とかもございまして、そういったところも入って来るのかなという思いがありますが、公園の全体的な、例えば、整備の視点から言うと、どういう、ちょっと書き振りになるかというのが、ちょっと、私もはっきりここで描きはきれないんですけども、いずれにしろ、いろんな公園というのは、その、子どもの視点、高齢者の視点等々のいろんな視点ございまして、関係する課とは、連携取りながらそれは私の方が、どっかが音頭を取らないとならないでしょうから、私の方が、音頭を取るったら変ですけども、中心として動きながら、そういった予算の調整なり、意見の調整等々をしながら、この令和2年度の中で、全体的な俯瞰的なちょっとそういった方針という部分を考えて行きたいなど、考えているところでございます。

それから2点目の住宅長寿命化計画でございます。入居者の状況等々、それから業者さんに丸投げかということなんですが、丸投げということではないです。何度も当然打ち合わせして、こういった手法を取りながら、現状を分析して行くという打ち合わせを何回も重ねて行った中で、あぶり出して、こういった例えば団地ごとの将来性を検討するというのを、当然、担当課としても入りながら進めて行く訳でございまして。それで入居者の状況でございますが、5年前の見直しの時点で、アンケートを実施してるんですけども、5年前という、ちょっと近いと。入居者が大幅に構成等々変わってないことから鑑みますと、今回また、5年経ってまた、同じような入居者にアンケートをとるということは、今のところ考えてないと、その前のアンケートを基に、あと現地、コンサルさんに行ってもらいながら、現地の状況とか見てもらいながら、長寿命化の方針というのを定めて行きたいと、そういうふうに考えてございます。

(議長)

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

公園の方ですが、町長の執行方針に、この間はいろいろ老朽化した遊具は撤去して来たのと、そして、補修も進めて来たが、今後、公園緑地の全体的なあり方についての方針を策定しと。総合計画にもそうトータルとして書いてますが、多分、これはあくまでも総合計画であって、町長の執行方針で言っている方針を策定というのは、本当に一体的な、公園緑地についてきつと作る、というペーパーに作るということだろうと、思うんですけどね。それは、今何か、ちょっと自信無げにしゃべりましたが、きちっと、本当にね、遊具をどうするのか、日よけをどうするのか、ベンチをどうするのか、ということはね、本当に学校の、そうです。本当にね、単に財政課でお金付けるだとか、そんな問題ではないと思うんですよ。だから、財政課がいいのかどうか良く分かりません。子育てで言うと、福祉課当たりがいいのか、いずれにしても、きちっとしたものをやらないと、この方針の策定なんて、いつまでたっても作れない。何かいつも同じようなこと言ってますよね。策定する、策定するって。どういうふうにしっかりとした、仕掛けを作って、総合計画もあるような計画を作ろうとしているのか。もう、ばらばらなやり方だからね、駄目だと思うんです。それが、1つ。

町営住宅。5年間経てば、変わりますよ、課長。5年間居ればですね、ぴんぴんしてた人がね、もう歩けない。買い物に行けない、病院に行けない、子どもさんが居なくて、それをね、同じようなデータ見て作るなんてね、私はとんでもないことだろうと、思うんですけども。ちょっと、お聞きしたい。

(議長)

「財政課長」。

「財政課長」

最後の方の公営住宅長寿命化のアンケートの関係でございます。実施する方向で、考えさせて頂きたいと思います。はい。

「町長」

「議長」。

(議長)

町長。

「町長」

公園の方の答弁をさせていただきます。町政執行方針に書かれている策定という意味でございますけれども、もちろん、総合計画を踏まえた上で、町の方針を定めないといけないという、問題意識をもっています。そういう中で、財政課長を中心にですね、その策定作業に入っているところでございますが、やはり、小野寺議員がご



指摘のとおり、多面的な面からですね、公園のあり方を考えて行かなければならない。特に、財産の管理という意味だけではなくて、どうやって活用して行くのか。そして子どもの居場所作り、あるいは、高齢者、あるいは、そういったいろんな公園の持つ機能をどうやって生かして行くのかということ、根本からしっかり議論を積み上げてですね、最終的な方針を定めて行かなければならないと考えております。財政課長が中心にこれまでも、やって来たんですけども、まだまだ、私から見ても不十分な点があると、いうことですね、差し戻したというような、経緯もございます。しっかりですね、早い段階でですね、我々の行政としての方針を議会の皆さん、町民の皆さんへお示しした中で、公園のあり方の活用をどうやってして行くのかということ、お示ししたいと思っておりますので、今しばらく、お待ち頂ければと思います。

(議長)

質疑希望ありませんので、財政課、税務課所管予算並びに関連議案についての質疑を終わります。

(議長)

以上で、本日の日程は全部、終了致しました。

これで散会致します。

大変ご苦労さんです。

延会 15 : 33